

議 事 日 程 第 2 号

令和5年11月30日(木) 午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第2号と同じ

出欠議員氏名

出席議員 (21名)

1番	佐野洋平	議員	3番	高橋千夏	議員
4番	関谷幸子	議員	5番	高橋英夫	議員
6番	高橋壽	議員	7番	小久保広信	議員
8番	影澤政夫	議員	9番	山村明	議員
10番	堤郁雄	議員	12番	古山悠生	議員
13番	島貫宏幸	議員	14番	木村芳浩	議員
15番	相田克平	議員	16番	遠藤隆一	議員
17番	太田克典	議員	18番	我妻徳雄	議員
19番	山田富佐子	議員	20番	佐藤弘司	議員
21番	鳥海隆太	議員	22番	島軒純一	議員
23番	齋藤千恵子	議員			

欠席議員 (3名)

2番	成澤和音	議員	11番	植松美穂	議員
24番	工藤正雄	議員			

出席要求による出席者職氏名

市長	中川 勝	副市長	大河原 真樹
総務部長	神保 朋之	企画調整部長	遠藤 直樹
市民環境部長	佐藤 明彦	健康福祉部長	山口 恵美子
産業部長	安部 晃市	建設部長	吉田 晋平
会計管理者	本間 加代子	上下水道部長	安部 道夫
病院事業管理者	渡邊 孝男	市立病院事務局長	和田 晋
総務課長	高橋 貞義	財政課長	土田 淳
政策企画課長	伊藤 昌明	教育長	土屋 宏
教育管理部長	森谷 幸彦	教育指導部長	山口 玲子
選挙管理委員会委員長	玉橋 博幸	選挙管理委員会事務局長	佐藤 幸助
代表監査委員	志賀 秀樹	監査委員事務局長	佐藤 徹
農業委員会会長	小関 善隆	農業委員会事務局長	小田 浩昭

出席した事務局職員職氏名

事務局長	栗林 美佐子	事務局次長	細谷 晃
議事調査主査	曾根 浩司	主任	齋藤 舞有
主事	戸田 修平		

午前10時00分 開 議

- 相田克平議長 おはようございます。
ただいまの出席議員21名であります。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は議事日程第2号により進めます。

.....

日程第1 一般質問

- 相田克平議長 日程第1、一般質問を行います。
11番植松美穂議員であります。欠席との通告
がありました。よって、植松美穂議員の一般質問
は行わないこととし、暫時休憩いたします。

午前10時00分 休 憩

~~~~~

午前11時00分 開 議

- 相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
順次発言を許可いたします。

一つ、新たなまちづくり総合計画の策定に向け  
て、21番鳥海隆太議員。

〔21番鳥海隆太議員登壇〕（拍手）

- 21番（鳥海隆太議員） おはようございます。  
先ほど会派室、控室からふと見ましたら雪がば  
らついてきました。思い起こすと今年の夏は非常  
に暑かったなということが一瞬頭をよぎりまし  
て、そして長い夏であったと思った次第でありま  
した。  
また、最近、ちまたではインフルエンザが非常  
にはやっているようです。学校が閉校になったり  
学級閉鎖になったりと、いろいろ大変だと感じま  
すし、健康管理というのはしっかりしなければい  
けないと思う次第でもあります。

思い起こすと、数年前はインフルエンザという  
のは全く聞かなかったと感じていた次第です。久  
しぶりのインフルエンザという言葉で安心した  
ような何か複雑な気持ちになった次第でもあり  
ました、それがつい三、四年前。

そこから四、五年前に遡りますと中川市長が市  
長選に手を挙げられたという時期でもありまし  
た。私がこの話を最初にお聞きしたときは、勇氣  
ある決断だと思いましたし、また敬意を表するこ  
とでもありました。いろいろな評価は人それぞれ  
あるものでございまして、私は一途な思いで進ん  
でこられた中川市長には大変敬意を表するところ  
でございます。12月21日で任期がいっぱいとな  
るわけですが、任期が過ぎた後も変わらず市政に  
エールを送っていただきたいと、このように思う  
次第であります。

私の今回の質問は、新たなまちづくり総合計画  
の策定に向けてという話であります。来年できる  
わけではないのですが、なぜ今この話を切り出し  
たかといいますと、まちづくり総合計画は令和7  
年度いっぱいという計画であります。令和7年度  
いっぱいだから令和8年度からは新しい計画に  
なってくるということでございます。

まちづくり総合計画は、本市の10年間のまちづ  
くりに対してのまちづくりへの思いが凝縮され  
た大切な大切なバイブルと言っても過言ではな  
いと私は思うからであります。また、これを国が  
どう捉えているか考えますと、昔あった全国総合  
開発計画とか国土形成計画と同じようなものだ  
と私は思うのであります。そのぐらい本市におい  
て大切なものであるということでもあります。

その中身は、どのようなまちにしたいのか、ど  
のような未来を描きたいのか、またその先の住民  
福祉、これをどう広げていくのか、そのような道  
しるべになるからなのであります。今から考え方  
や実績などを見直さないと、十分これは分かって  
いらっしゃることだと思うのですが、しっかりと  
した計画、今後の未来予想図というものができて

こないのではないか、逆から言いますと、それだけ私はそこに期待するということであります。

もう一つは、実はこの間、そういった計画をいろいろネット上で拝見したりしておりました。そうしたら、本市と非常に似たキャッチフレーズ、意外と多いのです。キャッチフレーズが似ているところが多いのです。皆さんも、終わったらネットで調べてみたら物すごく出てきますので、見ていただければと思います。

そういったキャッチフレーズとか中身、何を進めていくか、似たような計画が非常に多い。これは日本の国土の70%が中山間地帯だと言われるゆえんかと思う次第であります。似ても仕方ないかと、思うところは一緒かと考える次第であります。中には、これはどこかのを見開きながらまねたのではないかというものまでありました。

そして、そのつくったところはどうやってつくられたのか調べてみますと、業者に委託してつくったような総合計画もございました。しかし、そればかりではなくて、しっかりとキャッチフレーズから自分たちの言葉を使いながら、そして描きたい自分たちの未来をしっかりとその計画で表しながらつくられているところもございます。こういうところは自分たちで庁内でしっかりとつくり上げたところがほとんどでありました。このように、総合計画は魂を込めなければいけないということを感じたわけであります。

総合計画とは一体何なのでありましようか。物づくりで例えながら申し上げさせていただくと、重要なのは、その物や行動や生活、ニーズがそこに込められている、具現化していくものが物づくり、まちづくり総合計画、そういったものになるのではないかと思う次第であります。その具現化のために、確実に進めていくために必要な計画、そして設計になってくると私は思うのです。

計画には、何をしたいのか、どのようにありたいのか、その計画をどのように進めていくのか、その後の実設計であったり施工図が必要にな

ってきたりするわけであります。また、その途中で計画どおりに進んでいるかをチェックもしなければいけません。そのために数値目標を設定したり、進捗の確認、管理を行うということであります。完成後は、設計どおりだったのかといういわゆる完成検査も行わなければいけない、このようにも考える次第であります。

その結果を基にして、継続性や発展性を考えて、改善点などがないかの見直しも行わなければならない、このように思います。私はこの作業は必ず必要なものであると思うのであります。

本市の総合計画を見たときに、こう書いてありました。「市勢発展に結びつけていくために策定する」と序論で書かれておりました。そのように書くぐらい大切なものであるということだと私は思いますし、先ほども申し上げたように、未来を描いていく、これをしっかりと皆さんにお知らせするための総合計画であると。

そういうことを踏まえながら質問させていただきますが、まず1点目は、現在まで進めた結果、実績、これは途中経過でしかないかもしれませんが、これをどう捉えているのか。

また、この総括をしなければいけません。これをいつ頃から始められるのか、また期間、誰がどのように行っていくのかお知らせいただきたいと思えます。

また、第2点であります。見直さなければいけない点、継続しなければいけない点は考えられているのかということです。また、これは一体誰がどのように行っていくのかということです。

3つ目ではありますが、今後、策定に向けた作業に入ると思えます。この時期や体制、進め方など、どのように行っていくのかお知らせいただきたい。

4番目ですが、各地方自治体でも似たような総合計画が策定されていると先ほど申し上げましたけれども、さっき申し上げたように外部委託だ

とか自分たちでつくったとか様々ありました。本市においてはどうか進められているのかお知らせいただきたいということでもあります。

私は、総合計画は、先ほども最初に申し上げましたが、魂を込めて自分たちの言葉で市の未来をしっかりと描いていく、これが必要であると考えておりますし、当局におかれてもそのように考えておられるのではないかと思います。

この4点を壇上から質問させていただきたいと思っております。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私から、新たなまちづくり総合計画の策定に向けてについてお答えいたします。

初めに、本市の現在の総合計画について概要を御説明いたします。

本市の総合計画である「米沢市まちづくり総合計画」は、本市まちづくりの最上位計画であり、市政運営の基本的な指針となるものであります。

米沢市まちづくり総合計画は、3つの計画等で構成されております。

1つ目が、まちの将来像とともにまちづくりの基本理念や基本目標などを定める基本構想であり、現在の基本構想ではまちの将来像として「ひとが輝き 創造し続ける 学園都市・米沢」を基本理念として、「市民が積極的に参加するまちづくり」を掲げるとともに、「挑戦し続ける活力ある産業のまちづくり」など6つの基本目標とその施策の大綱を定めており、計画期間は平成28年度から令和7年度までの10年間です。

2つ目が、基本構想で示された基本目標と施策の大綱を具体的に推進するために必要な施策を分野別に体系化して定める基本計画であり、基本計画は基本構想の10年を前期と後期それぞれ5年間に分け、現在は令和3年度から令和7年度までの後期5か年の期間中となっております。

基本構想で定めた6つの基本目標の下に合計30

の施策の体系を定め、それぞれの現状と課題、施策の目指す姿、施策での取組、目指す目標値を示しております。

3つ目が、基本計画で定めた施策を実現するための個別の事務事業を定め、予算編成の指針となる実施計画であり、1期3年間の計画を1年置きに策定し、3年目の計画をローリング方式で見直す仕組みを取っております。現在、現行基本構想、基本計画の最終となる令和6年度、7年度の2か年間の第5期実施計画を策定しているところであります。

次に、これまで8年間取り組んできた実績について、具体的な項目を幾つか御説明いたします。

前期基本計画において重点事業として掲げていた東北中央自動車道建設促進事業につきましては、国などへの働きかけを行った結果、東北中央自動車道福島～米沢北間が平成29年度に開通し、翌年度には（仮称）道の駅よねざわ整備事業として掲げていた道の駅米沢をオープンすることもできました。

また、計画策定時、極めて厳しい財政状況を受けて重点事業として掲げていた財政健全化の推進につきましては、平成26年度に98.1%まで上昇した経常収支比率が近年は90%台前半で推移するとともに収支状況も改善し、その結果、財政調整基金と公共施設等整備基金を合わせた基金残高は平成26年度末の約13億円から令和4年度末には約42億円となり、財政状況が大きく改善されました。

さらに、前期と後期の基本計画それぞれの重点事業に掲げて取り組んできた米沢市立病院の整備につきましては、皆様御承知のとおり、去る11月1日に市立病院と三友堂病院が同時開院し、両病院が機能分化・医療連携を行いながら地域医療構想の実現に向けて取り組む体制が構築されました。

次に、見直さなければいけない点や継続しなければいけない点についてであります。令和7年

度の完了を目指す新たなまちづくり総合計画の策定に当たり、現行の後期基本計画に登載した各施策の取組状況について、その進捗状況や課題などを評価・検証し、見直しを行う必要があるものや引き続き実施していく必要があるものについて整理を行う予定としております。

その内容につきましては、議会とともに今後設置予定の総合計画審議会などにもお示しし、そこでいただいた御意見を新たな計画策定に生かしていきたいと考えております。

また、後期基本計画の後期重点事業に掲げた人口減少社会への対応につきましては、現時点におきましても本市にとって最も大きな課題であると捉えておりますので、新たな総合計画においても人口減少に対応する施策を重点的に検討していく必要があると考えております。

なお、新たな総合計画の構成と計画期間につきましては、現時点では現行計画と同様に、基本構想が令和8年度から令和17年度までの10年間、基本計画がその10年間を前期・後期それぞれ5年間に分割した期間とし、実施計画は1期3年間の計画を1年置きにローリング方式で策定する方向ですが、この内容につきましても今後議会や総合計画審議会などから御意見をお聞きし決定したいと考えております。

次に、新たな計画策定に向けたスケジュールや体制などについて御説明いたします。

策定に向けたスケジュールの概要であります。今年度末から準備を進め、来年度、令和6年度には先ほど申し上げました現行計画の施策の評価・検証を行い、現行計画を基にした施策の見直し作業を行ってまいります。また、各分野の有識者などを委員とする総合計画審議会を設置し、様々な検討段階で御意見をいただくとともに、市民アンケートのほか、市民参加のワークショップの開催などにより、できるだけ多くの市民の方からも様々な御意見をいただきたいと考えております。こうした取組を行いながら令和6年度末を

目標に基本構想（案）の取りまとめを行いたいと考えております。

令和7年度におきましては、基本構想（案）に基づき、前期基本計画の施策の検討や重点事業の設定などを段階的に進め、最終的に基本構想、基本計画の議会の議決をいただく予定としております。また、それらと並行して、令和8年度の予算編成に向けて第1期実施計画の策定にも取り組む予定であります。

次に、策定体制についてであります。審議機関としましては、先ほど申し上げました総合計画審議会を設置するとともに、庁内体制としては副市長を委員長とし、部長級職員を委員とする総合計画策定会議を組織し、各策定段階で庁内各部署間の調整を行うこととしております。また、具体的な施策の検討に当たっては、各部署から職員を選抜し組織横断的なプロジェクトチームを設置することにより、部署間の連携をしっかりと取りながら施策を練り上げていきたいと考えております。

議会との協議につきましては、本市の最上位計画であり、各分野にまたがる幅広い内容であることから、通常の方針別の計画策定以上に各段階において丁寧な説明を行った上で御意見を頂戴し、その内容を計画に反映していきたいと考えております。

次に、計画策定における外部委託の内容について御説明いたします。

これまでの総合計画の策定におきましてもアンケート調査の集約や総合計画審議会の運営支援などの事務的な部分に関しては策定業務の一部を外部委託しており、新たな計画策定においても同様の範囲で外部委託を考えております。

将来像や基本理念、基本目標、施策など計画の具体的な内容につきましては、これまでの計画でも新たな計画でも職員自らが考えていくものでありますので、多くの職員の知恵を出しながら計画策定を行ってまいります。

なお、自治体間で似通った総合計画があることにつきましても、あらゆる行政分野を網羅する総合計画の性質上、計画の構成や内容が類似してしまうことがあるものと考えております。

しかし、現行計画では、本市に3つの高等教育機関がある学園都市としての強みを最大限生かした総合計画とするなど、独自性を持たせた計画としているところであります。

本市には多くの地域資源があり、その中にはほかの自治体にはないもの、他の自治体よりも優れているものがたくさんあると考えております。それらを市民の皆様と共に掘り下げながら新たな総合計画における独自性を打ち出し、米沢らしい、そして市民の皆様が誇りを持てる計画となるよう進めていきたいと考えております。

私からは以上であります。

○相田克平議長 鳥海隆太議員。

○21番（鳥海隆太議員） ありがとうございます。

私からは、手続といいますか、進め方、これを確認させていただきたいと思っております。壇上でも申し上げました。答弁でも含まれておりました。

実は、その検証です。私は、これは非常に大切なものだ。どうするかという未来を描くのも大切ですが、同じぐらい検証も、どうだったとかという検証は非常に大切で、緻密とは言いませんけれども、しっかりと細かく検証していく必要があって、それを引き続き行っていくのかどうなのかというところまで考えなければいけないと思うわけでありませぬ。

その検証をいつ頃から始めて、いつ頃までに終わらせるのかということと、一緒に質問させていただきますが、先ほど「議会へ」ということもおっしゃってございました。検証の結果とかそういうものは議会にも知らせていただけるのか、どういう進め方をされるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 検証については、議員お述べのとおり、とても大事な作業だと思っておりますので、そこはしっかり対応していきたいと、期間につきましては、恐らく来年度の前半でそういったところをやっていかなければいけないと思っております。

その上で、当然ですけれども、先ほど申し上げましたように、議会に対しては丁寧に説明していきたいと考えておりますので、それぞれの段階、特に検証した段階でそういった内容をなるべく分かりやすい形でまとめて、議会にもお示しして御意見を頂戴し、それを次の施策にもしっかりと反映していきたいと考えております。

○相田克平議長 鳥海隆太議員。

○21番（鳥海隆太議員） 少し時間が飛ぶかもしれませんが、今説明いただいたことを経て最終的に議会に議決を求めるということになろうかと思いますが、議決を求め、それはいつ頃を考えていらっしゃるでしょうか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 まだはっきりしたことは申し上げられませんが、令和7年度の9月または12月あたりを今の段階では考えているところであります。ある程度周知期間も取りながらということ、そういった時期を考えているところでございます。

○相田克平議長 鳥海隆太議員。

○21番（鳥海隆太議員） 令和7年度の9月もしくは12月ということ。仮に9月としたときに、検証が来年の半ばぐらいまで、9月ぐらいまでと考えたほうがいいかと思いますが、9月まで作業が入ると。その後、お知らせいただいたり、審議会で見直しを行ったりとかするわけ。その後になるのでしょうか。市民の御意見もお聞きするという作業が入ってきて、その意見を聞きながらまた調整していろいろなアイデアを出しながらということになると9月では物すごくタイトだと感じるわけ。

私は、早いとか遅いとかではなくて、冒頭で申し上げたように本市にとって総合計画というのは非常に大切なものだし、まちづくりがこれで全て決まってしまうと言っても過言ではないと考えるわけです。そういうことを考えると、しっかりと魂を込めて、未来を見詰めてつくらなければいけない。そういう作業は、12月でも9月でもどちらでもいいですけども、しっかりと手順を踏みながら行っていただきたいと感じますし、恐らく皆さんのことですから議会にもお知らせいただけるだろうと思うわけです。そういうことを考えて、ロードマップではないですけども、そういうのをしっかりと立てて進めていただきたいと思うわけなのですが、その点については大丈夫ですか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 一番最初に議員お述べのとおりロードマップをしっかりと作成した上で、それを議会にも当然お示した上で、その流れについても御意見をお伺いしたいと考えておりますし、ステップを終わってから次のステップに移るということではなくて、例えば評価するところと市民の意見を並行して聞くところというのはある程度重複した期間もあるかと思っておりますので、しっかりと市民の声を聞く機会とかそういったところを取れるようにした上で、職員が知恵を出し合って施策を検討する時間もしっかりと取っていきたいと考えております。

○相田克平議長 鳥海隆太議員。

○21番（鳥海隆太議員） 今回の質問は、先ほどスケジュール、時間的な話をしたときに、いかに時間がないかということを確認していただいて、ほかをコピペしたようなものではなくて、しっかりと自分たちの言葉で、しっかりと自分たちで未来を見据えて、しっかりと皆さんからの意見を聞いて、そういう計画をつくってほしいということですので、その細部については、中身については格別問うたりいたしませんけれども、そう

いうことを念頭に置いて、肝に銘じて進めていただきたいという私からのエールと受け取っていただければと思いますので、よろしく願い申し上げて、今回の質問を終了したいと思います。

以上です。

○相田克平議長 以上で21番鳥海隆太議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午後1時00分 開議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、人口一極集中問題の解決のために本市ができることは外1点、5番高橋英夫議員。

〔5番高橋英夫議員登壇〕（拍手）

○5番（高橋英夫議員） こんにちは。日本共産党市議団の高橋英夫でございます。すぐに質問に入りたいと思います。

大項目の1つ目は、人口一極集中問題の解決のために本市ができることであります。

現代日本においては、大都市以外の市町村は少子高齢化が進行し、地域経済が縮小、年々人口が減少する一方です。この問題に深く関係するのが人口一極集中問題です。地方の若者が進学や就職などで一たび東京などに流入すると、利便性、楽しさ、刺激の多さ、イベントの多さ、仕事の選択肢の多さ、給料の高さ、自由度の高さなどから地方への移住がしにくくなり、ますます地方の少子高齢化に拍車がかかります。

この傾向に歯止めをかけ、人口を地方に分散させるためには、1つ目として、地方における産業振興や観光振興、移住促進などを通じて地方の魅力を高め、人々が地方に移住することを促す施策、2つ目として、テレワークやデジタル技術を活用

して、地方に住みながら都市部で働くことができる環境を整備する施策、3つ目として、中央省庁や企業の本社機能を地方に移転することで、地方に雇用を生み出し、地方経済を活性化する施策、4つ目として、地方と都市部を結ぶ高速道路や新幹線などの交通インフラを整備することで、地方と都市部の移動をスムーズにする施策などが考えられますが、これらを総合的に実施することで課題解決が徐々に進むのではないのでしょうか。

今回、私は、今述べた4項目のうちの1項目め、地方における産業振興や観光振興、移住促進などを通じて地方の魅力を高め、人々が地方に移住することを促す施策について質問してまいります。

小項目の1は、本市が環境省に申請する脱炭素先行地域の事業が選定されたことを想定し、補助金を活用して脱炭素の取組を実現しようとするとき、本市の産業振興や雇用の増大についてどのような可能性、数値目標を掲げることができるのかという質問です。

RE100を目指す環境省の脱炭素先行地域については、私が昨年6月定例会の一般質問で取り上げ、ぜひ本市でも名乗りを上げるべきと提案させていただいた案件です。

本市のこれからの産業振興を考えると、地球温暖化を抑制するための有効な取組である脱炭素化に向けての活動や仕事そのまま地場産業になるのであれば、理想的なまちおこし、仕事おこしとなります。地球にとって、日本にとって、米沢にとって必要不可欠な脱炭素化の取組が米沢のシティプロモーションにもつながり、地域経済の起爆剤となるのです。米沢の地域経済の活力も米沢の景色も大きく変貌させ得る本事業ですが、市民への周知はこれからという段階であります。

本事業が動き出した場合、地元の雇用が大きく増大していくことが想定されますが、どこにどのような可能性があり、どのように数値が伸びていくのか、もしシミュレーションされたものがあり

ましたらぜひお示しいただきたいと思います。

小項目の2は、観光振興に関するものです。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行して、大分観光客の入り込み数も回復していることと思います。ですが、私は米沢へ観光で訪れる人たちの多くは周遊型ではないかと懸念しています。上杉神社、林泉寺、御廟所、上杉博物館、上杉城史苑、道の駅米沢などの観光名所は巡るけれども、宿泊は米沢以外の温泉地、このようなパターンの観光客の割合が高いのではないのでしょうか。

米沢、置賜の観光を振興して経済を活性化させるには滞留型の旅行のパターンを増やす必要があります。そのためにはどのような工夫が必要でしょうか。

1つのエリアの中で見どころの数が少なければ周遊の対象になってしまいますが、見どころの数が多ければ泊まりがけの対象となります。エリアを米沢市だけに絞り込むと見どころは少なめですが、県南エリア、置賜全体に広げると一気に見どころは増えます。

私は、今年5月に初めて飯豊町の水没林を見ってきました。予約がいっぱいでカヌーに乗ることはできませんでしたが、景色のすばらしさには大変感動しました。魅力的な観光スポットですが、米沢の市街地から僅か40分程度の距離です。米沢の観光スポットではないから別物と考えていましたが、僅か40分の距離ということは、同一の経済圏、生活圏と言っても過言ではありません。そうであるならば、米沢を訪問してくれた人に「いい観光スポットがあるよ」と胸を張って紹介できるのではないかとこの考えに至ったのです。

そのように発想を転換して、県南エリアにある観光スポットを全部ひっくるめて米沢への観光客にお勧めできる見どころとするならば、春夏秋冬を通して滞留型のプランを提供できるのではないのでしょうか。置賜3市5町が連携し、県南エリアにお金を落としていただくパターンの旅行商品を開発すれば滞留型の旅行者を増やすこと

ができるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

小項目の3つ目、移住定住ウェブサイトもリニューアルし、新型コロナウイルス感染症の5類への移行で人の流れを生み出す条件が前進していると考えますが、この間の移住・定住の取組の進捗状況はどうなっているかです。

この春からリニューアルスタートした移住定住ウェブサイト「米沢住」及び同じコンテンツによる紙媒体のパンフレット「米沢住」は、どちらもとてもデザインのセンスもよくて、文章も練り上げられていて、すばらしい仕上がりになっていると思います。

5月には新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、人の動きが大きく変化しました。米沢市への移住・定住に関する情報発信もいい形でできている、人も動きやすくなっているという新しい局面を迎えて、本市に対する関心はどう変わってきているのか、どんな反応が現れているのかお伺いいたします。

次に、大項目の2に移ります。

大項目の2は、本市における猫対策はどうなっているのかです。

先日、猫ボランティアを自主的にやっているという市民の方からお話をいただき、それを受けて私自身もいろいろと調べさせていただく中で、解決が急がれる案件であると考え、一般質問で取り上げさせていただくことにしました。

小項目1は、不妊去勢手術に対する補助金制度を設けるべきではないかです。

猫ボランティアの方々は、飼い主のいない猫、野良猫を捕獲して不妊去勢手術を施し、術後は元いた地域に帰すTNR活動というものを行うわけですが、これに要する費用は現時点では100%自前なのです。不妊去勢手術の費用は雌が2万円から4万円、雄は1万円から2万円とのこと。

猫の繁殖力は物すごく、生後4か月から6か月で妊娠できるようになり、交尾すると妊娠率は

ほぼ100%、一度に4頭から8頭、平均5頭を産みますので、1頭の雌から1年で20頭以上、2年で80頭以上、3年では2,000頭以上になると環境省では試算しています。野良猫が手術を受けないまま地域に放置されるとあっという間に頭数が増え、鳴き声、ふん尿、死骸などの様々な問題に発展してしまいます。

かわいそうな目に遭う猫を減らしたいという猫への愛情から、猫ボランティアの方々は自前で手術費を捻出していますが、当然限界もあります。飼い猫の所有者が自己責任で手術費用を負担するのは当然ですが、猫ボランティアが地域と猫の幸せを思って善意で野良猫の手術を行う場合の費用を個人が負担するしかないというのはあまりにも酷な話ではないでしょうか。

置賜3市5町においては、南陽市、長井市、高畠町で補助金の制度があり、南陽市では雌1頭につき1万1,000円、雄は5,500円、長井市では雌1頭につき1万円、雄は5,000円、高畠町では個人対象では雌1頭につき1万円、雄は5,000円、団体対象では雌1頭につき1万1,000円、雄は5,500円という補助金が交付となります。

この金額で猫ボランティアの方の負担がゼロになるわけではありませんが、あるとないとは大違いです。米沢市でもこのような補助金制度を設けるべきと考えますが、いかがでしょうか。

小項目の2は、猫問題の受皿となり得る愛護団体の組織化を模索すべきではないかであります。

先ほど南陽市、長井市、高畠町の補助金の額を紹介しましたが、高畠町では不妊去勢手術への補助金に加え、地域猫活動に対する補助金も行っています。

地域猫活動とは、最終目的は、望まれずに生まれてきた不幸な猫たち、迷惑な飼い主のいない猫を地域猫として管理し、今以上に増やさないことと、命を受けてしまった猫たちが地域環境の中でできるだけ快適に長生きできるようにということです。活動の内容は、不妊去勢手術を施した上

で、給餌、給水、トイレの管理となります。

高島町では、地域猫活動に対して、治療費、搬送費、備品費、飼料費その他を交付しています。

猫ボランティアの方々は猫が大好きな方々であり、猫と人との共生を追求しておられます。その方々が個人ではなく愛護団体としての一つのまとまりとなり、高島町のような経済的支援を受けることができるならば、不幸な猫が増える前の段階の活動が画期的に前進するのではないのでしょうか。本市でも猫問題の受皿となり得る愛護団体の組織化を模索してはいかがでしょうか。

以上で壇上からの質問を終了いたします。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

[佐藤明彦市民環境部長登壇]

○佐藤明彦市民環境部長 私からは、初めに1の人口一極集中問題の解決のために本市ができることはのうち、(1)脱炭素先行地域の取組は本市の産業振興のために有効な施策と考えられるが、具体的にはどのような可能性、数値目標があるのかについてお答えさせていただきます。

環境省が全国100地域をモデル地域として選定する脱炭素先行地域の選定に向けた取組につきましては、本年10月13日に開催された全員協議会におきまして今後の進め方の方向性を説明させていただいたところでございます。

現在は、脱炭素先行地域づくりに選定された場合を想定して、事業採算性、持続可能な実現性の高い事業とできるよう、地域金融機関、電力小売事業者、再生可能エネルギー発電事業者、電気設備製造業者、建築施工事業者など関係分野の事業者との調整を進めているところでございます。

雇用の予測等の数値目標につきましては、現在進めている脱炭素先行地域に係る環境省への申請段階において数値等を定めていくこととなりますが、雇用の予測等につきましては環境省から提供されている米沢市の地域経済循環分析が参考になるかと思っておりますので、御紹介させていただきます。

それによりますと、本市ではエネルギーを取得するために外部へ流出しているエネルギー代金は約197億円であります。また、本市は熱エネルギーで換算してエネルギーの総消費量の約4.61倍の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルがあると分析されております。

全てのポテンシャルを再生可能エネルギーとして導入、活用できるわけではありませんが、再生可能エネルギーの導入を進め、エネルギーの地産地消が実現すれば、仮に域外に流出しているエネルギー代金の3分の1に当たる約65億円を市内にとどめて、これを地域内循環させることができれば新たな地域経済循環が生まれ、雇用も創出されます。また、雇用の創出により、雇用を求めて域外からの人口の流入や、本市の若者の域外への流出が食い止められ、暮らし方に変化が現れることを想定しております。

先行された岩手県久慈市の例でございますが、モデルとした経済波及効果の試算分析では、太陽光発電が5メガワット導入された場合の地元への経済波及効果は約1.8億円であり、これは188人の移住者の増加、1万8,880人の観光客の増加に相当するとしております。

再生可能エネルギーの導入が進むことは、雇用が増大するなどの効果が生まれ、安価な電力の供給により、地域が豊かに、暮らしが快適になると認識しております。

次に、2の本市における猫対策はどうなっているのかについてお答えいたします。

初めに、(1)不妊去勢手術に対する補助金制度を設けるべきではないかについてですが、近年の本市における猫に対する相談は、令和4年度が17件、うち飼い猫が7件、野良猫7件、その他3件でございます。今年度は11月24日現在で15件——内訳は飼い猫6件、野良猫8件、その他1件でございます——の相談を受けておりますが、このうち2件につきましては昨年度からの継続案件となっているものが含まれております。

このような相談を受けた場合は、指導や勧告、立入調査などの権限を持つ置賜保健所と情報を共有し、合同で現地確認を行い、状況に応じた指導及び助言を行っております。

今年度寄せられた相談には、野良猫への置き餌による餌やり、ふんの問題、多頭飼育による生活崩壊など、当事者だけでは対応が困難となってしまった案件も見受けられます。このような案件に対しましては、置賜保健所のほか、猫の保護活動に取り組んでいるボランティア団体とも相談し、まずは当事者の意識と生活の回復を行い、その後、当該猫の処遇について対策を検討しております。

特にボランティア団体との猫対策においては、多頭飼育となっている猫などを譲渡会につなげ、里親探しのサポートをお願いしております。その中で大きな課題となっているのが不妊去勢手術費用の負担とお聞きしております。また、傾向として、多頭飼育や、むやみな餌やりをしまっている方には不妊去勢に対する意識の低さを感じざるを得ないところもございます。

このような猫の不妊去勢に対する補助事業についてですが、県内では公益社団法人山形県獣医師会が年間1回——今年度は7月3日から21日までの期間になります——猫の不妊去勢手術費用の補助を行っており、県内で飼育されている猫に対し雌1匹当たり5,000円、雄1匹当たり3,000円の補助を行っております。また、県内の自治体でも飼い主のいない猫や多頭飼育などを対象とした補助制度を整備する自治体が増えてきております。

本市としましては、猫の不妊去勢手術の基本は本来飼い主が飼育を行う上で当然果たすべき責任・義務があると考えておりますが、昨今の相談内容や対応策の難しさを見る限り、市民生活を守る上でも課題解決に向けて猫の不妊去勢手術に対する補助制度の重要性は増しているものと認識しております。現在、先進事例や近隣市町の整備内容を研究しながら補助制度の整備について

前向きに検討を進めているところでございます。

次に、(2)猫問題の受皿となり得る愛護団体の組織化を模索すべきではないかについてですが、置賜保健所をはじめ関係機関と情報交換などを行いながら協議したいと思っておりますが、今後の取組体制などを考えますと市内にそのような団体があることは様々な相談へ協力体制を築くことも可能になりますので、相談への対応も早くできるのではないかと期待感もございます。

本市としましては、まずは不妊去勢手術費用の補助制度の整備を中心に進め、同時に団体の組織化など自発的な行動が起こることを期待しており、そのような団体などが立ち上がった際には、地域で起きている猫に関する問題に対応できる体制を整えられるよう研究していく考えでございます。

私からは以上でございます。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、1の(2)地元にお金が落ちる観光振興を図る必要があると考えるが、そのためには米沢市のみならず、県南エリアを視野に入れたツアー商品などの開発が必要ではないかについてお答えいたします。

今年から本市の観光施設等につきましてもインバウンドを含め観光客が増加していることから、観光振興の取組により、さらに市内への交流人口を増加させることで、観光施設や宿泊事業者だけでなく、飲食業、小売業、交通関連事業所など幅広い分野への経済波及効果が期待されております。

一方で、本市における観光は、これまで上杉文化エリア周辺や道の駅米沢などの主要な観光スポットのみに短時間滞在する通過型の観光が多くなっており、いかに滞在時間の長期化を図り、観光消費額を増加させ、地域経済の活性化につなげていくかが課題となっております。

加えまして、近年の観光動態として、ウェブサ

イト、SNSなどを活用した情報発信が広く浸透し、観光に関する多様な情報に触れることが可能となったことから、観光客がより多くの観光地を巡りながら様々な観光資源を楽しむ傾向が強くなっており、1つの観光地だけでは観光客を十分に満足させることは難しい状況となっております。

このような観光客の行動範囲の拡大やニーズの多様化に対応していくため、本市におきましても観光エリアを市内だけに限定せず、置賜地域や福島市、喜多方市、会津若松市などの近隣の自治体と連携しながら、観光客をエリア内で回遊・滞在させる取組を戦略的に展開していくことで、相乗効果を図りつつエリア全体の経済の活性化につなげていく必要があると考えております。

とりわけ置賜3市5町につきましては、自然、温泉、歴史及び食などの観光資源が数多く存在していることから、連携による高い相乗効果も期待され、広域観光を推進する上でも非常に重要な地域であると捉えております。

このような認識の下、本市では関係機関、団体等と連携しながら、それぞれの特色、豊かな観光資源をつなぎ合わせ、一括して情報を発信することで訴求力を高めるとともに、エリア内を回遊するツアーの造成などにより宿泊や体験プログラムに関する選択肢を増やし、満足度の向上や滞在時間の延長につなげていくための各種取組を行っております。

具体的な取組としまして、道の駅米沢におきましては、県及び置賜3市5町のパンフレットやポスターなどを設置するとともに、デジタルサイネージなども活用しながらリアルタイムで置賜管内の様々な情報を提供しているほか、館内の総合観光案内所では国内旅行の取扱いができる第二種旅行業を有している強みを生かし、置賜エリア内を中心とした着地型旅行商品の造成、販売を行っております。

その一例として、南陽市のワイナリーでのワイ

ン作り体験や飯豊町でのイチゴ摘み取り体験を行うツアーなど食と体験プログラムを組み合わせた旅行商品は特に人気があり、多くのお申込みをいただき、実施しているところです。

また、山形県及び置賜地域の市、町、観光協会、観光事業者などで組織する山形おきたま観光協議会では、置賜エリア内の周遊を促進する取組として、赤芝峡や白川湖でのカヌーツアー、十分一山での気球フライト体験など、置賜管内の新たなアクティビティーなどをまとめたパンフレットを作成するなどのプロモーションを展開しているほか、各市町の道の駅や御当地スイーツ提供店を巡るスタンプラリーに加え、舘山城をはじめ置賜地域に残る伊達家ゆかりの城館である伊達四十八館をコースの中に組み入れ、町なかを回遊するウォーキングイベントなどを実施しております。

さらに、「やまがた冬のあった回廊キャンペーン」では、JR東日本や山形鉄道とも連携を図りながら年度ごとに重点PR地域を設け、キャンペーンの目玉となる観光コンテンツづくりを支援するとともに、令和2年度からはバスツアー造成のための旅行会社への支援として置賜地域の観光地などを2か所以上訪問するバスツアーに対し助成金を交付する事業を実施しております。

また、ポストコロナにおけるインバウンドを呼び込む取組としては、米沢市版DMOの実行組織でありますプラトヨネザワ株式会社が上杉雪灯籠まつりの開催に合わせ、市内、置賜エリアを巡る旅行商品を造成するとともに、この11月17日から3日間にわたり台湾の台南市で開催された国際トラベルフェアに参加し、プロモーション活動を行ってきました。今後、さらに台湾における認知度の向上に努めつつ、現地の旅行業者などとの関係性を構築していくことにより、さらなる誘客につなげていきたいと考えております。

また、同じ置賜エリアにあります地域連携DMO一般社団法人やまがたアルカディア観光局で

は、置賜三十三観音巡礼の旅や置賜地酒とワインを楽しむツアーなど、置賜全域を対象として回遊する旅行商品の造成及び販売を行っております。

今後とも新たな観光資源となり得る魅力的な旅行商品の造成に連携して取り組むことにより、さらなる回遊促進が図られるように進めていきたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

[遠藤直樹企画調整部長登壇]

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、1の(3)移住・定住の取組の進捗状況についてお答えいたします。

本市の移住・定住の取組は、興味関心をつくる段階、調べる・つながる段階、会える・相談できる段階の3段階を設定し、移住希望者の検討度合いに合わせて進めております。

第1段階である興味関心をつくる段階の取組としては、コロナ禍で移動の規制がかかる中で情報発信力の強化として、ウェブサイトと移住パンフレットを本年3月に全面更新いたしました。ウェブサイトのトップページの閲覧件数は、開設から7か月間で約5,800回あり、更新前の前年同期と比較して約3倍に伸びております。個別のページでは移住支援制度や仕事に関するページの閲覧数も多く、また移住イベント実施時にはイベント告知のページが多く閲覧されていることから、移住を考える方にとって必要な情報がトップページからうまく誘導できているものと考えております。

第2段階である調べる・つながる段階の取組となる移住の相談状況につきましては、窓口での相談件数の推移を申し上げますと、令和3年度は25件、令和4年度は44件と増加しており、今年度も7か月間で32件の相談があり、前年同期の19件を上回っております。

今年度の相談者の8割以上が首都圏在住で、かつ相談内容も移住支援制度についての相談が約

7割となっているほか、住まいや仕事、子育てに関する相談が多く、首都圏から地方移住を考える方が増えてきていると実感しております。

第3段階である会える・相談できる段階の取組としては、移住体験事業として1泊または2泊で地域住民と交流を図りながら本市での暮らしを体験できるお試し暮らし体験事業を実施しており、令和4年度の8組13名に対して今年度は現時点で6組11名の利用があります。

また、移住後の支援となりますが、県と市と関係団体が連携し、移住者に対して、米、みそ、しょうゆ1年分を提供する食の支援事業を行っており、現時点で21世帯38人から申請があり、既に昨年度の実績18世帯24人を超えている状況であります。国・県、市が連携し、一定の条件を満たす東京圏からの移住者に対して基本額100万円を支援する移住支援事業費補助金につきましては、令和4年度は1人の方に100万円を支援しており、今年度も1人の方から相談を受けております。

今年度の新たな取組として、首都圏で開催される移住希望者を対象としたイベントへの出展だけでなく、移住を目的としないイベント、具体的には9月1日から3日にかけて東京ビッグサイトで行われたグッドライフフェア2023に移住相談コーナーを設けた結果、3日間で129名の方がブースに来場され、お試し暮らし体験事業に結びついた例もありました。

今後も様々な取組により移住促進を図ってまいります。

私からは以上であります。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番(高橋英夫議員) 御答弁ありがとうございました。

まず、こちらからの質問の1つ目、先ほど環境省の脱炭素先行地域事業の話をお伺いしましたけれども、これに認定された場合に使えるのではないかとと思われる交付金の規模を考えますと、非常に大きな規模ですので、数多くの地元事業者と

の連携が不可欠と考えられます。先ほどの答弁でも既に様々なジャンルの事業者と事前の話し合いをしているということでもございましたけれども、現時点でのこの事業に関する連携の準備というのは、具体的に言うと、つまり事業者の数、ラインナップの内容ですが、どうなっているのか、またそういう話し合いの中でこの事業に対する認識の共有の状況であったり期待度の状況などについてお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 今回申請を予定しております脱炭素先行地域づくり事業につきましては、その取組の成果が地域の中にしっかり還元されるということも大きな採択上の要件となっておりますので、壇上から御説明させていただきまして、今、関連する様々な事業者と話し合いをさせていただいているところでございます。

今後、具体的に事業を展開していくところも徐々に話を詰めさせていただきながら、情報を共有しながら、地域の事業者に関係した事業を展開してまいりたいと考えておりますし、そこは裾野の広い分野になりますので、多くの事業者に参加いただけるものと考えておりますし、またこれは長期的、継続的な事業になりますので、そういった意味も踏まえて事業者の御協力をいただきたいと考えておまして、当然事業者からの期待も大きいものと考えております。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） 次ですけれども、10月13日の全員協議会で示された資料の中に主な取組のスケジュールというのがありまして、脱炭素先行地域内というところを見ますと、2023年度、今年度中に家庭用太陽光業者公募というのがありました。この公募というのは、その主体は本市なのか、それとも新電力なのか、どちらですか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 ただいまの御質問につきましては、本市が事業主体となりまして、民間事

業者を公募しておりますので、新電力という会社を特定したものではありません。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） それとは別に、新電力のPPA事業というのは、今回の脱炭素先行地域事業への申請にかかわらず、既に存在していたと私は認識しておりますが、それではよろしかったでしょうか。

そして、仮に脱炭素先行地域に今回認定されなかった場合でも地元の新電力のPPA事業というのは進捗していくものだと考えてよろしいかどうか。その場合は、脱炭素先行地域の対象として今回想定されている上郷、窪田、万世、山上の4地区にかかわらず、市内全域が新電力のPPA事業の対象になると考えていいものかどうか、分かたら教えてください。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 今、議員がおっしゃいました新電力につきましては、地域にあるおきたま新電力のことを指しているかと思っておりますけれども、お聞きするところによりますと、おきたま新電力では小売電気事業者としてのほかに太陽光のPPAなどについても事業計画として進めていきたいという話を伺っております。直近でも確認させていただいておりますけれども、現在は事業者向けのPPAを検討しているということで、今回の脱炭素先行地域とはまた別な形で会社独自として進められるということをお伺いしているところでございます。今回の脱炭素先行地域とは別な形になりますので、市内全域を対象に、まずは事業者から始められるということで確認させていただいているところでございます。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） 次に、さっきの観光振興の話で、産業部長から、現在道の駅で旅行業として様々な商品をつくってきたという話でございましたので、その点についてお伺いいたします。今まであまりどういう商品があったかという情

報がなかったものですから、興味を持って伺ったところでしたけれども、例えば旅行商品の中に宿泊込みの商品、パックが存在するかどうか。そういったものに対する食いつきとございますか、もしどうだったのか分かれば教えてください。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 宿泊込みの旅行商品についてはございました。

そのほか具体的な実績についてお答えさせていただきたいと思いますが、令和2年度につきましては旅行商品の造成数20件、しかしながら新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、催行の延期であったり中止ということから実績としては1件2名ということでありました。

次いで令和3年度につきましては、県の「県民泊まってお出かけキャンペーン」などの支援策もありましたので、旅行商品を多数造成いたしました。具体的には造成数67件、実績として55件で4,855名の方に御利用いただいたということです。

昨年、令和4年度につきましては造成数20件、そして実績として13件3,424名の方に御参加いただいております。

ここ3年間の合計で旅行商品の造成数は107件、実績として69件8,281名の方に御利用いただいたというところでございます。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） 私が想定というか、思っていたよりも随分たくさんの方が利用があるという印象を受けました。

こういった販売実績の中から、どうでしょう、成果と課題というあたりでは、令和2年から3年が経過している中で成果と課題が浮き彫りになっているかどうか、もし分かっていたら教えてください。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 まず成果ですけれども、今回こういう取組をした結果、地元の方以外にはあまり知られていないスポットであったり事前の予

約が必要な観光施設などについて、旅行商品全体としてパッケージ化して提供することができたということ、その結果、置賜エリア内の新たな観光資源の掘り起こしにつながり、その結果、回遊・滞在の促進にも寄与できた、結果的に地域経済の活性化にもつながったと考えているところです。

以上です。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） 今の件について確認ですが、そもそも道の駅は県南エリアのゲートウエー機能を持たせるということで出発しています。あそこの場所での販売がメインではないかという感じで、いつかそういう話もあったわけですが、今の話を伺えば、相当な状況といえますか、お客さんへの県南エリアの紹介だったりツアーだったりということで成功しているということで、米沢市以外の2市5町の皆さんからはそういうゲートウエー的な機能を頑張ってもらって果たしてもらっているという評価を受けていると考えてよろしいですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 道の駅米沢につきましては、開業以来、今年8月で来館者数が900万人を超えております。今お話がありましたように、市内及び置賜圏域への周遊を図ることがゲートウエー機能最大の目的であると思っております。

先ほどいろいろ御紹介させていただきました着地型旅行商品の造成、販売に加えまして、さらに置賜地域内のイベント、旬の食などの観光情報につきましても情報発信に努めてきております。また、管内の観光地や店舗などのお得な情報や割引クーポンなどを載せた「まちナビカード」の設置なども行いながらエリア内への誘客を図ったことから、地域経済の活性化に寄与することができていると考えております。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） 次に、移住定住ウェブサ

イト「米沢住」についてお伺いしたいと思います。

今、観光振興という視点から現在の置賜全体を捉えて、それを発信してツアー商品にする中で成功しつつあるという話を伺いましたが、「米沢住」の中で移住希望者に対して様々な情報を発信しておられます。例えば「6つの魅力」というページがあったりしますけれども、その中に地域の見どころ、楽しいところを加えたらどうかと思ったのです。つまり移住希望者にとって、米沢市というエリアに限定すると例えば米沢市のホームページに観光ナビがありますけれども、そこは米沢市の観光スポットです。移住希望者からすると米沢市だけでなく、その周辺にはいろいろなところがあるということを知ることができれば魅力が増えるのではないかという気がします。

具体的には、先ほど産業部長から話がありましたけれども、私なりに考えたのは、先ほど紹介した飯豊町の水没林であったり白川ダム湖畔オートキャンプ場、どんでん平のスノーモービル、長井市の黒獅子まつり、三淵渓谷、水陸両用バスであったり、南陽市ではパラグライダーですとか、熊野大社、高畠町では瓜割石庭公園であったり、亀岡文殊、高畠ワイナリー、そのほかに、先ほど紹介ありましたけれども、置賜全域にある伊達家の城館の数々、これらは米沢に住んだら楽しみ方がこんなにあるぞというスポットだと思うのです。移住を検討する人にとっては、この地域には、米沢市に限らず、その周辺地域にはどんなアクティビティがあるかという要素も非常に重要だと思うのです。

今後、もし「米沢住」を更新される際にはこういったページもぜひ取り入れていただきたいものと思いますけれども、いかがでしょうか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 ウェブサイトにおける本市を含む県南エリアの紹介につきましては、山形おきたま観光協議会が開設している「おきたま観光ポータル」という観光サイトがございます。こ

れが非常に見やすく分かりやすいと思っておりますので、分かりやすく置賜地域の見どころ、遊びどころ、イベントを紹介しております。「米沢住」のサイトとリンクを調整しまして、移住相談などでも活用していきたいと考えております。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） 移住希望者向けあるいは移住者同士の交流イベントについてお伺いします。

この間、9月30日に旧三沢東部小体育館で移住者向け交流会「なんじょや会」があったそうです。それから、11月26日にはやまがた移住・交流フェアというところで米沢移住ブースが開設されたと。この後、12月3日にはペンション「おもちゃばこ」で「なんじょや会」がまた開催される予定があるそうです。

9月30日の「なんじょや会」あるいは11月26日のやまがた移住・交流フェアでの米沢移住ブースに対する参加者といえますか、やってきた方たちの反応はどんなものだったのか、様子や特徴等を御紹介していただけますでしょうか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 ただいま議員から御紹介いただきました、9月30日に開催いたしました「第2回なんじょや会」は、旧三沢東部小学校の体育館を利用して移住者同士の運動会を開催して、当日11名の方が参加されました。参加者からは「移住者同士のつながりができる非常に貴重な機会だった」という声もいただいております。

また、11月26日のやまがた移住・交流フェアでは、県内32市町村が参加しまして、本市への相談者は15組18名の方が相談に来られたということで、この際、商工会議所の担当者も同行したことから、仕事の相談にもスムーズに対応することができたと聞いております。

また、今後12月3日には「第3回なんじょや会」がありますので、こちらにつきましては米沢スキー場にあるペンション「おもちゃばこ」を会場と

してクリスマスオーナメントを作るワークショップを予定しているところであり、現時点で14名の方がお申込みいただいているという状況でございます。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） 移住者あるいは移住希望者対応の事例を紹介したいと思います。

長野県原村の事例ですけれども、原村では平成20年度から28年度までの9年間で127組244人が移住したそうです。移住希望者は移住先での新しい生活に不安を抱えていることが多いということで、原村では研修を受けた移住者等で構成される原村田舎暮らし案内人の育成を開始したそうです。先輩移住者の視点で移住希望者に原村暮らしの魅力を発信するとともに、個別の相談対応や案内人宅でのお試し生活体験の機会の提供など、移住希望者のサポートを実施しているそうです。

私は、本市への移住・定住の促進を図る上で、こういった田舎暮らし案内人のようなものや、移住者同士がつながり、コミュニティーを形成する移住者ネットワークといった存在は非常に重要と考えております。移住定住サイト「米沢住」のコンテンツの一つとして、このような人やコミュニティーがあるから安心だよという内容のページが必要であると強く思いますけれども、いかがでしょうか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 先ほど申し上げました「なんじょや会」などの移住者同士の交流の様子につきましては、順次「米沢住」のウェブサイトでもイベントレポートとして紹介していく予定としております。こうした移住者ネットワークがしっかり形成されているという安心感を積極的に情報発信し、移住推進に努めていきたいと考えております。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） 地方のまちへの移住・定住を促進するには、1つ目は住宅の支援、2つ目

には就職の支援、3つ目は子育ての支援、4つ目は教育の支援、5つ目には医療の支援などを総合的に実施することが求められていると思います。

住宅支援に関して、この間、どれほど支援数があったのかお伺いしたいと思います。

本市では住宅リフォーム支援事業費補助金という制度があって、通常は工事費の10%、限度額15万円のところ、移住世帯ならば工事費の20%、限度額30万円というものがあります。過去3年程度のデータでよいので、年度ごとの移住世帯の支援数を教えてください。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 住宅リフォーム支援事業費補助金の移住者における補助金申請の実績につきましては、令和2年度は1件で補助金交付額が30万円、令和3年度は0件、令和4年度につきましては5件で交付額が129万円、令和5年度につきましては10月末現在5件で交付額78万円の申請があったところでございます。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） それと併せまして、本市が開設している空き家バンクがあるわけですが、空き家バンクへの問合せのうち移住希望者からの問合せはどれほどあるものなのか、分からないということもあるかもしれませんが、もし把握できているのであれば、同様に過去3年程度のデータを教えてください。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 移住希望者に特化した問合せ件数については把握していないところでございますが、市外の方からの問合せ件数につきましては年間20件程度あるところでございます。

また、市外の方が空き家バンクに利用登録された件数につきましては、令和2年度17件、令和3年度14件、令和4年度22件であり、3年間で合計53件の登録があったところであります。また、市外の方が空き家バンクから購入した実績につきましては、過去3年間で1件ございました。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） 空き家を活用して移住者を増やした先進事例、これから2例紹介いたしますので、その受け止めをお聞かせください。

1つ目は、富山県上市町の事例です。

上市町では「0円空き家バンク」というのを開設しています。文字どおり空き家の値段は0円で、なおかつ家の所有者には不用品処分費用として最大10万円が支給され、取得者には引っ越しや種々の手続きに要する費用として50万円、さらに県外からの転入で中学生以下の子供がいるなどの条件を満たせば既存の補助金制度から最大345万円が支給されると。今年度はバンクを利用してこれまでに10世帯31人が移住しました。2022年度の県外からの転入者は、バンクを使わなかった人も含めて35人、2021年の4.4倍になったそうです。物件情報を登録すると全国各地から問合せが入るようになったほか、アメリカなど海外からの応募もあったとのこと。

もう一つの事例は、宮崎県綾町です。

町では所有者から5年契約で住宅を借り上げ、その間は町営住宅として移住者に貸し出します。最初に所有者と移住者と町と工務店がリフォームのプランについて話し合い、町は最大250万円を補助してリフォーム、その後に移住者に貸し出します。5年経過したら町は所有者に家を返還します。その後は所有者と入居者との契約となります。この取組を通じて、空き家の有効活用と同時に移住者への住宅提供を一体に進めているそうです。

今紹介しました2つの事例ですけれども、これらの方式は、移住するに当たり、住宅に関しては移住者がリフォーム費用などの自己負担なしで住むことができるので大変合理的であり、魅力的な施策と言えらると思います。

本市の住宅リフォーム制度と比べますとこの2つの事例は移住促進の効果が相当に高いと思われるのですが、受け止めはいかがでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 事例を御紹介いただきまして、大変ありがとうございました。

空き家の利活用につきましては、全国的にも様々な事例が紹介されているところであります。地域によって気象条件であったり人口規模、そして住宅事情など、その背景は様々であります。重要なことは、その地域の実情を踏まえながら活用対策を講じていくことが必要であると捉えております。

このようなことから、本市の今後の新たな空き家利活用の取組といたしまして、空き家・空き家バンクの制度とは別の取組といたしまして、行政が主体となり、移住・定住者を含めた空き家の活用希望者と空き家の所有者とのマッチング事業の検討を進めているところであります。

なお、本市におきましても、移住に対する空き家利活用補助金を用意しておりまして、最大120万円の補助制度となっております。令和5年度11月末現在の実績といたしまして4件、補助金400万円となっております。先ほどお尋ねの住宅リフォーム制度よりも移住者にとって有利な制度となっておりますので、そういったPRに努めてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） 次は、移住希望者への就業支援についてです。

さっき取り上げました環境省の脱炭素先行地域に認定されて事業が始まれば、市民環境部長から紹介ありましたようにおのずと雇用が増えると思います。就業者数も増大することになると思います。大いに期待します。

あわせて、私は、オーガニックビレッジ宣言のまちということで、有機農業への就業者を増やす体制づくりも重要と考えています。

この点で参考となるのが、1つ目は先ほど空き家のことで紹介した宮崎県綾町の事例です。

綾町では昭和63年に綾町自然生態系農業の推進

に関する条例を制定しました。条例に基づき、町が土づくり等の農地の管理状況と化学肥料の使用状況等に応じ農産物をA、B、Cの3ランクで認証するなど、自然生態系農業を町ぐるみで推進してきました。現在では町が認証した農産物のランクでAが80%を超えているそうです。加えて、有機農業推進大会での農業事例報告や講演会、生産者と宮崎市をはじめとする町内外の消費者が交流するふれあい収穫体験などのイベントを開催し、町の農産物のよさを発信しているそうです。農業の担い手支援も実施しているそうです。農林水産省の農業次世代人材投資事業、自然生態系農業の農産物のランク認証事業を活用した新規就農者支援や、新規就農者に1年間、低家賃で住居を提供する新規就農者受入れ支援交流施設の整備、農業機械の貸付けなどの支援を行い、農業による就業の場を提供してきたそうです。その結果、平成24年度から28年度までの5年間に農業経営を開始した人は34名、うち町外からの移住者は21名だったそうです。

もう一つの事例を紹介します。

南会津町の南郷トマト生産組合の事例です。

南郷トマト生産組合では、昔からトマト生産に取り組み、半世紀にわたって産地の評価を維持してきました。新規就農者を確保し、生産拡大を図るべく平成3年から就農希望の夫婦や家族と面談し、障がい者を受け入れてきました。移住就農者の受入れに当たっては、ハウス用地や住居の確保から営農指導まで、親方、里親となる組合員が一貫して面倒を見て、累計で34組のIターン農家が生まれたそうです。南会津町では一般財源で45歳から50歳を対象とした新規就農者支援や農業用資材支援等を行って移住就農者を支えているそうです。

そこでお伺いします。

本市での新規就農希望者、移住就農希望者への支援の現状はどのような内容になっていますか。

また、今2つの事例を紹介しましたが、これら

の取組から本市でも新たに取り入れることができる事例はなかったかどうか、見解をお聞かせください。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 本市におきましても、移住して就農された方がおられます。こうした方々は令和3年に有機農業を実践されている先輩の農業者と「山形ノーカーズ」というグループを立ち上げられまして、自ら栽培した農作物の加工品販売であったり販路開拓を行うなど積極的に活躍しておられます。

こういう中で、本市独自の支援策というものはございませんが、今お述べになられた国の支援策である農業次世代人材投資事業などを活用しながら進めていただいているところであり、御紹介いただいた事例につきましては大変参考になる事例ですので、ぜひとも勉強させていただきたいと思ったところです。

○相田克平議長 以上で5番高橋英夫議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休 憩

~~~~~  
午後 2時10分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、学校給食共同調理場について外1点、6番高橋壽議員。

〔6番高橋 壽議員登壇〕（拍手）

○6番（高橋 壽議員） 市長には、長年の御活躍、大変御苦労さまでした。今日の一般質問では市長に対してお伺いする項目はございませんでしたけれども、予算特別委員会等での質問を考えておりますので、ぜひよろしくお願ひします。

さて、私の質問は、中学校給食のセンター化に

ついて2項目お伺いしたいと思います。

まず第1、学校給食共同調理場について5点お伺いいたします。

(1) 事業費の予定価格の内訳はそれぞれの項目でどのような額になっているのか。また、従来方式の場合のそれぞれの額は幾らか。

(2) 予定価格の人員費とその算出根拠はどのようなものか。また、共同調理場の調理員の人数をどの程度と考えていたのか。

(3) 共同調理場が稼働する令和8年度当初の小学校給食の調理場の正規調理員、会計年度任用調理師のそれぞれの人数と令和7年度当初のそれぞれの人数はどうなるのか。

(4) 地元食材を共同調理場での給食食材としてどのように調達するのか。また、現在食材を提供している生産者、納入業者などはどのような納入方法になるのか。

(5) 統合小学校(六郷、広幡)では、共同調理場の調理員がこれまでと同じように小学校に出向いて児童と対応するのか。栄養教諭や栄養士ではありません。共同調理場の調理員です。その場合、具体的にはどのようなことをするのか。

次に、センター方式を採用すると決定した経過について1点伺います。

自校調理方式を採用している自治体の事例を研究したのか、あるいは調査したのか。また、親子調理方式を採用している自治体の事例を研究したのか、調査したのか。

9月定例会では、親子調理方式を実施している自治体の事例について、米沢市の親子調理方式の課題を解決する上で調査・研究が必要ではなかったかと質問したら「していなかった」という答弁でしたけれども、自校調理方式についても併せて調査や研究をされたのかお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私から、1、学校給食共同調理

場についての御質問にお答えいたします。

初めに、(1) 事業費の予定価格の内訳はそれぞれの項目でどのような額になっているのか、また従来方式の場合のそれぞれの額は幾らかとの御質問についてお答えいたします。

本事業の予定価格は39億783万8,000円として、令和5年7月7日に公表した入札説明書に明記しております。この額については、令和5年6月定例会で議決された学校給食共同調理場整備運営事業の債務負担行為額に一致するものであり、令和5年5月25日の総務文教常任委員会協議会及び5月31日の市政協議会においてはその内訳について、施設整備費として18億9,893万4,000円、維持管理運営費として20億890万4,000円と説明しているところです。

さらに、詳細な内訳については、建設工事、調理設備、備品等に要する経費が18億1,304万8,000円、資金調達に係る金利支払い分が1,345万2,000円、施設設備等維持管理経費が5億1,103万4,000円、調理業務経費が11億1,375万円、配送業務経費が1億9,710万円、配膳業務等その他経費が1億8,441万1,000円、SPC設立・運営経費が7,504万3,000円となっております。

なお、光熱水費は予定価格に含んでおりません。

次に、ただいま御説明した項目に対する従来方式のそれぞれの額についてお知らせいたします。

建設工事、調理設備、備品等に要する経費が20億2,830万8,000円、施設設備等維持管理経費が5億6,781万円、調理業務経費が14億8,500万円、配送業務経費が2億1,900万円、配膳業務等その他経費が2億1,290万円、資金調達に係る金利支払い分やSPC設立・運営経費はございません。

次に、(2) 予定価格の人員費とその算出根拠はどのようなものか、また共同調理場の調理員の人数をどの程度と考えたのかとの御質問についてお答えいたします。

予定価格の算出に当たっては、アドバイザー業務を委託している事業者の支援を受け算出し

ておりますが、調理に要する経費については、本事業の要求水準を基に調理企業に見積りを依頼して得られた額であり、調理業務に係る請負費という考え方になるため、調理員の人件費のほか、管理監督職員の人件費や人事管理経費等その他諸経費を含んでいるものと推察されます。

なお、当該経費のうち調理員の人件費が幾らになるか、また調理員の人数については詳細の確認を行っていないところです。

次に、（３）共同調理場が稼働する令和８年度当初の小学校給食調理場の正規調理師、会計年度任用職員調理師それぞれの人数と令和７年度当初のそれぞれの人数、また会計年度任用職員調理師の減員数は何人かとの御質問についてお答えいたします。

現時点における令和７年度及び令和８年度の小学校給食調理場の正規職員数は２８人の見込みです。会計年度任用職員については正規職員では充足できない人数を任用するもので、学校給食における調理師の配置については、昭和３５年に文部省から示された食数区分ごとの配置基準を参酌し、本市の実情に合った独自の配置基準を定め、加えて各小学校の実情に応じて必要な人数を加配した配置計画に基づき人員を配置しているところです。

本市配置基準における小学校に配置される予定の調理師の人数は、児童生徒数の見込みから推計しますと令和７年度が４９人、令和８年度が３４人と見込んでおりますが、実際の配置については各小学校の調理現場の状況を考慮して人数を加配するなどの配慮を行っておりますので、現時点では配置基準による人数としてお知らせいたします。したがって、この配置基準を満たすためには、令和７年度に２１人、令和８年度に６人を正規職員以外の職員で充足する必要がある見込みです。

なお、この人数には再任用職員の数が含まれますので、会計年度任用職員の人数は再任用職員を除いた人数に実際の配置計画で加配する人数を

加えた人数となります。

次に、（４）地元食材を共同調理場での給食食材としてどのように調達するのか、また現在食材を提供している生産者、納入業者などはどのようなのかについてお答えいたします。

現在の学校給食では、市内の商店や納入業者、また生産者の皆様の御協力をいただき、野菜をはじめとした様々な食材を日々調達しております。そのおかげで子供たちに給食を提供することができておりますこと、心から感謝を申し上げます。

学校給食で使用している地元食材につきましては、学校給食における地場産農産物供給事業を活用し、米沢産や置賜産などの地場産の旬の野菜や果物を積極的に調達しています。今年度はキュウリやトマト、ピーマンなどの従来１３品目に加えてラ・フランスやサクランボ、米沢の伝統野菜である雪菜や豆もやしの４品目を追加し、合計１７品目を購入しています。また、地元の生産者から野菜や果物を直接提供していただいている学校もあり、本市における地産地消の推進に寄与するものでもあります。

中学校の給食が共同調理場での調理となった場合は、１日当たり最大約２、１００食分の食材が必要となります。このようにまとまった量の食材が必要となることから、継続的かつ安定的に食材を調達することを目指す必要があり、これを実現するためには市内の関係者の方々の協力が不可欠であります。現在、食材を納入していただいている商店や納入業者及び生産者との関係を継続し、引き続き皆様から食材の納入を受けたいとの考えでおります。

また、地元での食材購入率を向上させることも重要な課題であります。先進地の共同調理場を視察した際に、学校が必要とする食材を地元の納入業者に伝え、納入業者がそれに合った食材を新たに開拓して調達することで、地元での調達率を向上させている取組がありました。私たちもこのような取組を参考にし、地域の経済に貢献できるよ

う関係者と協力して検討してまいりたいと考えております。

以上の取組により、共同調理場における給食食材の調達を継続的かつ安定的に行い、地元食材の使用を促進していきたいと考えております。引き続き市内の関係者の方々との協力を深めながら、よりよい給食環境を提供していきたいと考えております。

次に、(5) 統合小学校では共同調理場の調理員がこれまでと同じように小学校へ出向いて対応するのか、具体的にどのようなことをするのかについてお答えいたします。

統合小学校においては、共同調理場に配属される栄養教諭や管理栄養士が学校給食に関わる様々な活動を担当します。現時点で想定しているものとしては、共同調理場から配送される給食について、児童が配送用のコンテナから給食をクラスに運ぶ際の見守りや給食の指導を行います。また、給食が終わった際は下膳の見守りも行います。さらに、食育の一環として、子供たちとコミュニケーションを図りながら食や栄養の大切さの理解や生産者への感謝の気持ちを伝える機会などを設けるなどして、全校生を対象とした食育指導や、学年別などのグループごとにテーマや内容を設定して指導を行ってまいります。

次に、2、センター方式の採用を決定した経過についてお答えいたします。

中学校給食の提供方法についての検討経過については、これまで繰り返し御説明させていただいているところですが、統合後、使用する学校施設において、教室数の不足による増築やスクールバス通学のためのバスの乗降スペースの確保、増加する教職員等の駐車場の整備、加えて冬期間の除雪や押し雪を想定したスペースの確保等が必要となるほか、生徒数が増大する中であっても子供たちが十分活動できるように、学校教育活動に供することができるスペースを最大限確保することが最優先であるとし、学校敷地内への給食調理

施設は整備できないとの結論に至ったことから、自校調理方式については実施できないという検討結果となったところです。

なお、令和4年2月には市内全7校の中学校PTA会長皆様の連名による学校給食の共同調理場整備の実現を求める要望書が提出され、限られた敷地の中で子供たちが安全で伸び伸びと活動できる環境を最も望み、部活動を含めた日頃の活動範囲を縮小させることになる自校方式には賛成できないという保護者の皆様の思いを御意見として頂戴しております。

また、現在の親子給食方式については、先に中学校分を調理し搬出してから小学校分を調理するといったように、午前中の限られた時間に調理を2回する状況は職員にとって過剰な負担となっています。調理師の労務負担の改善と安全性の問題から、調理師を任用する立場である教育委員会として親子調理方式の継続はしないとしたところであります。

私からは以上です。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番(高橋 壽議員) まず事業費の内訳についてですけれども、今答弁がございました。今日初めてそれぞれ建設費、施設設備費、維持管理運営費の内訳、項目をお聞きし、金額もお聞きしましたけれども、今日初めてです。書き切れなくて、よく把握し切れておりませんが、

まずお聞きしたいのは、これまで内訳を示すべきではないかと申し上げてきましたけれども、「入札に関わることなので内訳は明らかにできません」というお話でした。それで、従来方式は入札にかからなかったわけですが、別にかかる事項でもなかったわけですが、従来方式についての内訳は明らかにできたものだったのではないですか、どうでしょうか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 従来方式の事業展開に必要な事業費については、特定事業の選定に当たり

VFMが出るかどうかという算出に当たりまして、PFI事業費と現在価値化しながら算定するための根拠として積み上げたものでございます。

今、高橋議員から御質問がありましたように、これまで入札に支障がある、業者の選定に支障があるという理由で事業費の内訳については公表といたしますか、議会にもお示ししておりませんでした。同じような考え方で、従来方式の事業費の内訳につきましても、入札に直接関係はございませんけれども、これまでの事業の検討の中で算定してきた事業の内訳でございますので、PFI事業の内訳と同様に考えまして、アドバイザリー契約を締結している事業者のアドバイスも頂戴しながら、これまで公開といたしますか、公表といたしますか、議会にはお示しをしなかったという理由でございます。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番(高橋 壽議員) 入札とは全然関係ない従来方式の内訳は明らかにすべきではなかったかと私は思います。いろいろ今おっしゃいましたけれども、入札に関わるということであれば、それはそれで仕方ないと私は思いましたけれども。

それで、従来方式とPFI方式でやった場合、先ほど答弁ありましたけれども、要は結局何が一番金額的に違っているところですか。5月25日の総務文教常任委員会協議会と5月31日の市政協議会に示した資料が手元にあるわけです。それは総額が示されたわけですが、内訳の中で金額に差が出てきた、トータルで。内訳のところでは従来方式とPFIで一番違うところはどこですか、一体。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 申し訳ございません。比較検討した資料が手元にございませんで、しばらくお待ちいただきたいと思っております。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番(高橋 壽議員) 手元にないということですが、後で結構です、その答弁は。今日でなくて

結構です。改めてどこかでお伺いします。

それで、人件費の問題です。人件費については、従来方式についてどういう積算だったのかということをお聞きしましたけれども、書き取れませんでした。もう一回、確認の意味で、従来方式についての人件費、積算方法と金額を教えてくださいいいですか。

それから、PFI方式についての人件費については詳細を把握していないというお話でした。それはどういうことですか。どういう意味ですか、お伺いします。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 先ほど教育長から壇上で答弁させていただきました従来方式の人件費でしょうか。

従来方式の人件費につきましては、人件費という項目では金額をお示ししておりません。恐らく議員がおっしゃっておられるのは、調理業務、つまり調理師の人件費ではないかと想像できますけれども、調理業務の経費については従来方式14億8,500万円ということになります。

その後の御質問でございますけれども、予定価格の人件費の算出根拠ということによろしかったでしょうか。

教育長の繰り返しの答弁になってしまいますけれども、算出根拠につきましてはアドバイザリー業務を委託している事業者の支援を受けて私どもと共に算出したものでございます。それにつきましてはあくまでも調理企業に見積りを依頼して得られた額でございます、先ほど申し上げました調理業務の経費、それぞれ予定価格と従来方式の金額を申し上げましたが、そこには調理員の人件費のほか、管理監督職員の人件費、人事管理経費等その他の諸経費を含んでいるものと推察されます。また、当該経費のうち調理員の人件費が幾らになっているのか、人件費のみで幾らといった内訳、さらに何人という調理員の人数については、私どもでは詳細の確認を行っていないとこ

ろでございます。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番(高橋 壽議員) 従来方式の調理業務の額は14億8,000万円ほどだと。それは調理業務に携わっている調理師の件数ですか、14億円というのは、15年間の。しかし、アドバイザーの会社が出した数字なので、算出根拠、内訳は分からないという答弁でした。そして、PFIについては全く分からないと、算出根拠。それでよろしいですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 PFIと申しますか、予定価格と置き換えて考えてみますと、算出根拠につきましてはあくまでもアドバイザー事業者が調理業者から頂いた見積りを基に算出したものでございます。したがって、どのようにその金額を出したかについては、予定価格の金額、さらに従来方式での事業費の金額ともに私どもでは把握しておらないところでございます。

なお、先ほど高橋議員から、従来方式の事業費の金額と予定価格の項目の中で一番差異があるものは何かという御質問があり、申し訳ありませんが、後からお答えさせていただきたいと申し上げたところでありますが、一番大きい差がついているのは調理業務というところでございます。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番(高橋 壽議員) そうしますと調理業務のところに一番差があると。差額は幾らですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 調理業務と申しても、先ほど申し上げたように詳しい内訳については分からないところでありますので……、数字ですか。少しお待ちいただきたいと思えます。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番(高橋 壽議員) 先ほどの答弁ではPFI方式の調理業務の額の詳細は分からないということでしたけれども、金額は分かるわけですね、差額。今おっしゃったように、差額は幾らという

額は分かるということだから、PFIの調理業務の金額を教えてくださいいいですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 PFI業務の調理費、調理業務ですけれども、先ほど申し上げた金額、教育長からも答弁させていただきましたが、11億1,375万円になります。先ほど、後ほど答弁をと申し上げた差額、従来方式との差額でございますが、計算いたしましたところ3億7,125万円という金額になります。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番(高橋 壽議員) そうしましたら、差額3億7,125万円、なぜこの金額になるのですか、この差額が出る根拠。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 先ほど申し上げたとおりでありまして、算出根拠についてはこちらで把握しておりませんので、どうしてこのような差が出るか、どの金額が違うのかということについては分かりかねるところであります。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番(高橋 壽議員) そんなことでよろしいのですか、算出根拠は分からないと。調理業務にどれだけ金額がかかるのかということで、その算出根拠が分からない。アドバイザーの方が出した金額であっても、算出根拠が分からなくて、15年後の検証作業ができるんですか。センター方式でやる場合、PFI方式のほうが優位性があると言ってやってきて、15年後にその検証作業をやるわけですけれども、アドバイザーの方は15年後にはないわけです。教育委員会自らがこの検証作業をやらざるを得ない。そういうときに、今この時点で件数や調理業務経費の内訳が分からない、詳細が分からない、積算根拠が分からない、それで15年後に検証できますか。できないのではありませんか。明らかにしていく必要はありませんか、なぜこういう金額になったのか、なぜ3億7,125万円もの差が出たのか。

それでは、次にお伺いしますけれども、こういう差が出ているわけです。恐らく調理業務に当たる調理師の方々の雇用形態が様々あるかと思えます。フルで働く方もパートで働く方もいろいろあると思えます。そういう働き方の違い、雇用賃金等の違いがあると思えます。そういうものは把握されていますか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 それは学校給食共同調理場での勤務体系ということですか。

それにつきましては、このたび落札されました事業者グループの御提案によるものとなっておりますので、その提案内容については現時点で公表するものではないと考えております。したがって、この場ではお答えできないということがあります。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番(高橋 壽議員) なぜ公表できないのですか。3億7,125万円もの差が出ている、これは先ほど申し上げましたように雇用形態あるいは賃金その他の要因からこうなっているのではないですか。そうしたら、その中身、どういう雇用形態なのか、賃金がどうなっているのか明らかにしていく必要がありますか。

それでは具体的にお伺いしますけれども、センターの調理業務を担う業者が雇用する調理の方々は、例えば夏休みなどの長期間の休校、給食を提供しない時期があるわけです。そういうときはどういう働き方になりますか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 それについても、先ほどと同じ答弁になりますが、このたび落札された事業者グループと今後基本協定を締結しまして、そのグループが設立するSPC(特別目的会社)と事業契約を締結してまいります。そういった協議の中で明らかになってくると思えますけれども、現段階においてはあくまでも事業者グループとしての提案でありますので、まだグループからそ

の内容について詳しく伺っておりませんし、提案内容について公表することはこの場では差し控えていただきたいと思いますと思っております。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番(高橋 壽議員) なぜ公表できないのですか、提案内容。提案を受けて落札したわけでしょう。審査した方々もこの場にいるわけではないですか。これは税金でやる事業です。税金の中身、どう使われているのかというのは市民の皆さん方に、納税者に明らかにしていく必要がありますか。その責任が市にあるのではないですか。どんな雇用形態でやるのか、どういう働き方がされるのか、賃金はどうかというのは業者の勝手だという話ではないのではないですか。学校給食事業というのは公共事業です。公共事業、市民の皆さん方の税金でやる事業を明らかにできない、詳細も把握していない、そういうことで事を進めてよろしいのですか。問題ではないのですか。そう思いませんか。私は大問題だと思います。夏休みの期間、どういう働き方をするのか、それさえ把握していない。大変な話だと思います。

次にお伺いいたしますけれども、確認です。

先ほど令和7年度とセンターが稼働する令和8年度の正規調理師、会計年度任用調理師の数を伺いました。そうしましたら、正規調理師に再任用の方は含めていない、会計年度任用調理師に人数を入れ込んでいたということです。結局、令和7年度と令和8年度を比較して会計年度任用調理師の方々はそれぞれ何人ですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 結局と申されましても、先ほど教育長から答弁があったとおりでございます。様々な条件があつて、はっきり申し上げられないというのが正直なところであります。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番(高橋 壽議員) これもはっきり把握できないということは、どういうことですか。いろいろその状況は変わります、細かいところの状況。

しかし、基本的な数字というのは、児童数、調理数、そういうところから基準があるわけですから、正規職員の配置基準、そこから追っていけば出てくる数字ではないですか。

そうしましたら端的にお聞きしますけれども、会計年度任用調理師の方々に共同調理場が稼働することによって令和7年度に任用されていた方の何人が任用されなくなるのですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 今回の御質問も先ほどの御質問と同じような中身になるかと思いますが、理由について説明を再度させていただきたいと思えます。

なぜはつきり申し上げられないかというところにつきましては、先ほど教育長の答弁の中で、令和7年度の児童生徒数の見込みから推計すると49人の調理師が必要となります。さらに、令和8年度は34人です。しかしながら、実際の人件数というのはこれに現場の状況を考慮して加配しておりますので、この人件数が変わる可能性があります。さらに、正規職員と議員はおっしゃいますが、正規の調理師の方々、先ほど教育長の答弁では令和7年度、8年度ともに28人と申し上げました。この28人という数字は、今年度からスタートした定年延長、この定年延長制度後にそれぞれがその定年まで勤めることを希望した場合、さらに今後、令和7年度、8年度まで調理師を採用しなかった場合の人件数でありますので、これについても変動する可能性が当然あります。

さらに、先ほど申し上げた必要人数から正規職員を引いた人数についても、令和7年度は21人、8年度は6人と申し上げましたので、単純に引き算すれば15人減るのではないかという計算になるわけですが、それも正規職員以外の職員で充足する人数であります。再任用の職員が含まれております。再任用職員がどれぐらい定年後に希望して残られるかということ、これもまた不明であります。

したがって、その際に充足するために必要な会計年度任用職員の数というのは、今申し上げた理由から、具体的に何人ということでは令和7年度から8年度にどれぐらい減るかというのは申し上げられないと、その理由として御説明させていただきたいと思えます。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番(高橋 壽議員) そうしますと、令和7年度に任用されていた会計年度任用の調理師の方々のうち令和8年何人が任用されなくなるのかという数字は、いつの時点で出てくるのか、正確に。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 正確な数字ということになれば、令和7年度から8年度までの切替えの時期ということになるかと思えます。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番(高橋 壽議員) そうしましたら、今、会計年度任用の調理師の方々が働いているわけです。その方々は、私は任用されないのではないかという思いの中で、令和8年4月にセンターが稼働する、その間際まで分からないまま、不安なまままで仕事をすることになるのですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 先ほどの御質問は具体的な数字、具体的にいつ頃かということかと思えましたので、はつきり分かるのは年度の切替え時期だと申し上げました。

ただ、近くなってきた場合、例えば令和6年度末、7年度となってきたときに、令和7年度末から8年度にかけてのおおよその数はつかめると思えます。日頃、調理業務に大変な状況の中で従事していただいている会計年度任用職員ですので、その辺については可能な限り早くその状況について説明しながら御理解賜りたいと思っております。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番(高橋 壽議員) 結局、会計年度任用の調

理師の方は、稼働する間際まで採用されるかどうか分からないという状況が続いていく、そういう中で仕事せざるを得ないという話になるわけです。だったら、中で働く方々のことを考えたら、そういう立場に立ったら、できるだけ早く数字を出していく、それにどう対応していくかという話をしなければならぬのではないですか。大変だと思います、働いている方は。あと2年です。そういう中で働き続けていいのか、別の仕事を探さなければならぬのか、辞めたくないけれども辞めざるを得ない状況に追い込まれる、そういう事態になっているのではないですか、今。早くはつきり出して、どう対応するかという教育委員会の方針を議会にも示していただかなければならないと思います。もしかすると共同調理場に移るといってお気持ちをお持ちの方もいるかもしれません。その方々は、雇用形態が分からない、賃金も分からない、どうなるか全く分からないままに不安を抱えて仕事をしている状況ではありませんか。働く皆さん方の立場に立つということ、教育委員会はこれまで学校給食をセンター方式でやるということを進めてきた、その進め方の中できちんと覚悟してやってきたのではないですか。ここまでセンター方式でやるということを繰り返して進めている立場ですから、はっきりさせていただきたいと思います。

何も詳細が分からない、示せないという話です。従来方式とPFI方式の差は人件費が一番大きいというお話、調理業務経費だと言っている、その中身もはっきりできない、結果として働く皆さん方の状況がどう変わるか、それもどうなるか分からない。大変な話になっていると思います。

次に、食材の関係です。

地元の地産地消の食材をこれまで親子給食をやっていた調理現場に引き続き提供していただくことを考えていると言ってきたわけです。

そこで、具体的にお伺いしますけれども、納入業者の方々がいるわけです。例えば野菜を納入さ

れている農家の方々がいっぱいいますが、どれだけの方々、個人あるいは法人その他いろいろあるわけですが、数として、例えば野菜あるいは魚、肉、それぞれどのぐらいの方々がこれまで中学校給食に提供して親子給食に納入されていたのか。その方々は今後センターになっても同じように納入できるとおっしゃっていますけれども、数を教えていただいてもいいですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 今の御質問は、中学校にということでお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

中学校に関わるところといたしましては、店舗数という数え方になってしまいますが、野菜・果物類は27、肉9、水産物8、豆腐・コンニャク類などは5、調味料・みそ・しょうゆ関係が4、デザート・冷凍食品関係が6、牛乳・乳製品が5、卵は2、あとその他も少しございます。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番(高橋 壽議員) 私が頂いた資料と区別が違っていたので数字が違うわけですが、私が数えたところでは、野菜について、親子給食をやっている小学校に納入している業者が44、親子給食全体、自校方式のところも含めると44、そのうち親子給食、つまり中学校給食に野菜を提供している農家、お店などは31、肉については12業者のうち11が親子給食に提供している、魚は9業者のうち7業者、その他日配品、コンニャクとか油揚げとかそういうのは8業者のうち5と。これだけの業者の方々がかこれまで中学校給食の食材として直接学校に納入していたわけです。この方々はセンターの給食が始まったときには納入できるようにしていくとおっしゃっているわけです。

具体的にお伺いしますけれども、今まで農家の方で、市場に出していない、学校に直接納入していた方は、今度は小学校分として学校に納入する、中学校分としてセンターに納入する、肉も学校に、

それからセンターに、魚も学校に、それからセンターと、そういう形でセンターに納入していくのでしょうか。しかし、センターでは数が恐らくそろわないという状況になってくると思います。その辺はどう考えていらっしゃるでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 先ほど教育長が答弁させていただいた中にもございましたが、これからは今までお世話になった業者、関係者の方々にはお世話になりたいと。ただ、まとまった量の食材が必要となるというところもございますので、継続できるものあるいは安定的に調達できる方法ということで、関係者の方々と引き続き協議をしてまいりますということです。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番（高橋 壽議員） 今、答弁されましたけれども、納入されない業者も出てくる、納入できない業者も出てくるという答弁でしたか。これまでは引き続き納入してきた業者の皆さん方にはセンターにも納入できるように考えていきたい、そういう仕組みをつくっていきたくとおっしゃっていましたが、今の答弁は、納入できるものもあれば納入できないものも出てくるかもしれないという答弁だったと思いますけれども、皆さんできるのですか、これまで納入されてきた方々はセンターにも納入できるのですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 教育委員会としての考えは、同じ方々に引き続きお世話になりたいと、その思いは変わっておりません。ただ、仕組みについては少し整えていく必要がありますので、引き続き関係者と協議をしてまいります。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番（高橋 壽議員） かれこれ中学校給食についてはセンターでやるという話が決まってから約3年たつわけです。この3年間で野菜や肉や魚を提供されている生産者や納入業者の皆さん方に今おっしゃったことは説明されてきましたか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 全ての関係者というよりは、中心となっていく様々な団体との相談ということで進めておりましたので、今の御質問にありました、関わっている方全てに今後の方針をしっかりと説明しているという段階まではまだ行っておりません。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番（高橋 壽議員） 納入されている方々皆さんに、センターにも納入できます、そういう仕組みをつくりたいという説明はされたのですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 それぞれ関係する団体の代表の方々と協議の中ではそのような方針についてはお話をしております。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番（高橋 壽議員） 代表の方ではなくて、先ほどから話が出ていますけれども、野菜で言えば中学校給食のために31の農家の皆さん方、生産者の方々、肉で言えば11のお店、商店、魚で言えば7つのお店の方々、日配品なら5つの業者の方々、そんなに数多くないわけです。そういう方々にどうして代表の方に説明してそれでおしまいという話をされているのですか。

私は、恐らく肉も魚も日配品も数がそろわないというのがほとんどだと思います、センターに納入するとなったら。あるいは野菜で言えば、今まで各小学校の学区の中で小学校に直接納入されていた方は、市場野菜として市場に提供している方はほとんどいないのではないかと思います。そういう方々は、共同購入で野菜を中学校給食向けに食材を納入してもらおうといっても、市場に出せないわけですから、出していないわけですから、恐らく中学校給食のために食材を納入することは難しくなるでしょう。誰が考えてもそういう可能性というのは考えられるわけです。そういう中で、どうして教育委員会が「今までどおりセンターにも納入できます」と言うのか首を傾げてし

まってならないわけです。しかも、これから関係者と協議をしていきますという話です。

納入されているお店の方からお話を聞きましたけれども、みんな心配しています。ずっと心配しています。しかし、「教育委員会からは一向にそういう話はありません。何なんでしょうね」という声です。みんな困っていますけれども、どうされますか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 繰り返しになってしまいますけれども、これからの方向性についてはしっかりとある程度の仕組みを構築していくという具体的なお話をもって御説明させていただきたいと思っておりますので、引き続き協議を続けていくということを考えております。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番（高橋 壽議員） 最後にこの問題でお聞きしますけれども、間違いなくセンターに納入できますか。皆さん方にそう申し上げてよろしいですか。そういう仕組みをつくる、そういうことと申し上げていいですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 これまで関係者との協議を進める中で、納めていただく方々、作っていただく方々それぞれに御事情があるところも伺っております。今後進めていく仕組みの構築といった中で御協力をいただけるかどうかというのは、我々はその思いを伝えたいと、お願いしたいという思いを伝えていきたいと思っております。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番（高橋 壽議員） ですから、教育委員会が納入していただきたいという話ではなくて、納入できるかどうかという話です。納入していただきたいと教育委員会が言っても、実際現実に納入できないとなったら困るわけでしょう。そこを私は問うているんです。

次に、共同調理場の調理師が統合小学校に行くということを教育委員会の会議の場で教育委員

がおっしゃっていました。しかし、それは誤解だということではよろしいですか。栄養教諭、栄養士が統合小学校に行くというのは分かりますけれども。

令和5年、今年1月13日の教育委員会の場である教育委員が「統合小学校においても立地を活かした調理師さんや業者さん、地元の方との交流ができるということ」と、それに対して学校教育課長が「統合小学校へは共同調理場から職員を派遣することもできると考えているので」と言っています。つまり共同調理場から職員、調理師を派遣することもできると考えていると答弁されています。

これは誤解だということではよろしいですか。教育委員の方は、調理師も統合小学校に派遣し、何らかの、食育まではいかないにしても、子供たちとの触れ合いあるいは日常的なやり取りができると勘違いされているのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 今、議員おっしゃったように、触れ合いというのは大切だと思っております。どのような形で顔の見える環境をつくっていくかということについてはこれから相談していくこととなりますが、記念週間とかそういったところでの感謝の心を表すような交流というのは考えていきたいと思っております。

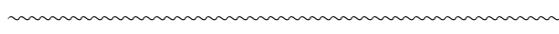
○相田克平議長 高橋壽議員。

○6番（高橋 壽議員） 最後に申し上げますけれども、教育長は令和3年6月定例会で給食だけを考えたなら自校方式がいいに決まっている。教育委員の皆さん方もそのようにできないかと考えていたと答弁されました。そして、物事は多面的に検討する必要があると答弁されたわけです。私は、多面的にというのであれば、様々先進事例も研究・調査した上でということが多面的だと言えらると思えます。

○相田克平議長 以上で6番高橋壽議員の一般質問

を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時10分 休 憩



午後 3時21分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

一つ、今夏の高温による農作物の被害状況について外3点、12番古山悠生議員。

〔12番古山悠生議員登壇〕（拍手）

○12番（古山悠生議員） 至誠会の古山です。

2023年も残すところあと1か月となりました。今年は記録的な猛暑となり、6月から8月の平均気温は1898年の統計開始以降で最も高く、過去最も暑い夏となりました。

山形市でも35度を超える猛暑日が過去最高の29日となり、もはや災害とも言えるこの暑さは農作物にも大きな被害を与えました。

特に米については、8月の出穂期以降に高温が続いたために、でん粉の蓄積が不十分で、粒の一部が乳白色になる白未熟粒が多く発生し、一等米比率が大幅に低下しました。米どころで知られている庄内地方では例年一等米比率が90%以上であるにもかかわらず、今年は31.6%と低下が顕著になっています。一等米と二等米では1俵当たり概算金で600円程度の差があり、農家にとっては大きな減収となります。

本市の農業において主力を占める稲作ですが、令和3年には大幅な米価の下落があり、そこからようやく持ち直してきたものの、今回の高温による被害は大きな打撃となり、高齢化、後継者不足に悩む農家にとっては営農意欲の減退にもつながりかねません。また、高温による被害は稲作のみならず、果樹などのそのほかの作物にも被害を与えています。

先日行われました米沢市農林業振興議員連盟と農林業関係者との懇談会でも話題になりましたが、農家にとっては切実な問題です。

本市ではこの夏の高温による農作物の被害状況についてどのように把握しているのか、またどのような対応をされているのかお伺いいたします。

続いての質問です。

高温による農作物の被害は非常に大きいと思いますが、農家や地域によってその被害状況が違います。こうした場合に備え、国は収入保険に加入することを推奨しています。この収入保険は、自然災害による収量減少に加え、価格低下など経営努力では避けられない農作物の収入減少をその程度に応じて補償することにより農業経営の安定を図ることを目的としています。農家にとってはセーフティーネットと言える収入保険ですが、全ての農家が加入しているわけではありません。

そこで、本市の認定農業者のうち加入している農家はどのぐらいいるのか、また加入を促進するためにどのような取組を行っているのかお伺いいたします。

大項目2、農業経営基盤強化促進法の改正に基づく地域計画の策定についてお伺いいたします。

米沢市では令和2年度に人・農地プランが実質化されましたが、今後高齢化や人口減少がさらに続くことで、農業者の減少や耕作放棄地の拡大が進み、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念され、農地が利用されやすくなるように農地の集約等に向けた取組を進めることが必要になっています。

そのために、人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定める必要があり、その実現に向け、地域内外から農地の受け手を幅広く確保し、農地バンクを活用した農地の集約等を進めるために、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和4年5月に成立し、令和5年4月1日から施行されました。

この地域計画は、10年後の米沢の農地がどのように活用されていくかを視覚化する、言わば農地の設計図と言えます。この地域計画は、実際にはこれから策定が進められていくわけですが、どのようなプロセスで進められていくのかお伺いいたします。

次に、大項目3、自転車の交通マナーの向上についてお伺いいたします。

近年、健康意識の高まりなどから通勤や趣味で自転車を利用する人が増加する一方で、道路整備や交通ルールの徹底といった環境整備が進んでいないため、自転車乗用中の交通事故がこれまでになく問題になっています。

警察庁によると自転車乗用中の交通事故件数は総数では減少しているものの、交通事故全体に占める割合は増してきており、自転車の安全な利用の見直しが重要になっています。

自転車乗用中に事故に遭って負傷した人数は小学生から高校生の若年層が最も多く、一方で死者数は70歳以上の高齢者が圧倒的に多くなっています。自転車乗用中の事故では、警察庁によると約3分の2が自転車利用者側に何らかの交通違反があったそうで、利用者には交通ルールの遵守が求められますが、ルールの理解不足やルールを軽視する割合が高いことが問題となっています。

自転車は子供から高齢者まで誰でも乗れる乗り物ですが、いつでも被害者にも加害者にもなる可能性があります。実際に米沢市でも今年7月に歩道を走行していた自転車が歩行者をはね、歩行者が死亡する事故が起きています。この事故では自転車を運転する側に注意義務を怠った重大な過失があったとして、自転車の事故としては県内で初の逮捕となりました。

現在、自転車の交通違反取締りに交通反則通告制度、いわゆる青切符による取締りを行う反則金制度の導入を検討することになり、より実効性のある取締りにつなげようとしています。また、道路交通法の一部改正により令和5年4月1日か

ら全ての自転車利用者に乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されるなど、自転車の利用についての交通マナーの向上は喫緊の課題となっています。

そこで、お伺いいたしますが、本市での自転車に関する交通事故の発生状況はどのようになっているのか、またマナーやルールを守り、自転車事故や危険運転の防止を強化するためにどのような取組をされているのかお知らせください。

最後に、大項目4、住み続けられる地域づくりのために何が必要かについてお伺いいたします。

私が生まれた昭和55年の米沢市の人口は9万2,823人で、私が中学3年生になった平成7年には9万5,592人とピークに達しました。いずれ10万人を超えと思われた人口もそこから減少に転じ、現在では約7万8,000人に減少しています。特に周辺部では減少率が高く、私が小学生だった頃、19校あった小学校も米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画によって将来的には8校に統合する計画になっています。

小学校がなくなることで地域コミュニティの機能が低下することが心配されますが、今後は各地区のコミュニティセンターを核とした地域づくりを行うことが求められます。

そこで、お伺いしますが、令和4年度に各地区のコミュニティセンターを所管する担当が教育委員会社会教育課から市長部局に移管し、コミュニティ推進課が新設されましたが、その理由と役割は何かお知らせください。

また、人口減少が進めば地域活動の担い手が減り、地域コミュニティを維持するのは難しくなることが予想されます。実際に消防団の成り手が不足していることは前回の一般質問でも申し上げましたが、消防団のみならず、生活安全協会や防犯協会など各地区にある様々な団体の成り手が不足しています。もちろん人口減少を食い止めるために首都圏から移住者を呼び込む施策も必要ですが、急激な人口の増加を望むことは現実的

ではないため、限られた人口で地域機能をどう維持していくのが課題になってまいります。

今後、地域コミュニティーを維持していくために、行政としてどのようなサポートが必要であると考えているのかお伺いいたします。

最後に、今定例会をもって勇退されます中川市長には、これまで米沢市や山形県の発展のために尽力されてきたことに対し心から敬意と感謝を申し上げます。

私の演壇からの質問は以上です。

御答弁よろしくお願ひいたします。

○相田克平議長 安部産業部長。

[安部晃市産業部長登壇]

○安部晃市産業部長 私からは、1の今夏の高温における農作物の被害状況についてと2の農業経営基盤強化促進法の改正に基づく地域計画の策定についてお答えいたします。

初めに、1の(1)今夏の農作物の被害状況と対応についてですが、今年は3月下旬から4月にかけての降霜、5月下旬の日照不足と低温、さらに6月の長雨、7月下旬以降は記録的な猛暑による高温と少雨、9月下旬以降は降雨が連続するなど、1年を通じて天候不順に悩まされる年でありました。

このため、農作物に関しては、春先は大豆などの播種遅延や湿害による初期生育の不良、その後、夏の高温障害などにより水稻、畑作物、果樹など様々な作物の生育に大きな影響があり、収穫面では物足りない今年の出来高となったところです。

そこで、まず水稻とソバの作柄についてですが、JAや農業者の皆様のお話をお聞きしますと、いずれも収穫量などの確定はもう少し後になるということを前提にしたお話でありましたが、米につきましては平年並みの収穫量であったものの、粒の一部が白く濁る白未熟粒の発生による品質の低下などによる等級落ちが多く見られました。また、ソバにおきましては、平年並みから5割減までと収穫量にばらつきが出ており、小

粒化による品質低下が多いとのことでありました。

次に、畑作物については、大豆が小粒化や子実の表面に亀裂が生じる被害など、野菜では作物によっては結実や着果不良、秋野菜の播種遅延などが見られるなど、全般的に品質の低下や収穫量の減少が発生しています。

次に、果樹では主にリンゴにおいて全般的に着色不良や日焼け被害の影響により収穫量が減少となりました。

今年も年間を通じて天候などの状況に応じながら農業者の皆様へ聞き取りや現地確認を行うとともに、JAなどの関係機関と連携しながら被害状況の把握に努めてまいりましたが、地域や作物によりまして被害の度合いが異なるなど、被害の要因、実態の把握が難しい状況でもありました。

そこで、このような自然災害などへの対応ではありますが、市単独の支援などは現時点では検討していないところでありますが、降霜、高温などの被害を受けた農業者の再生産及び経営の維持、安定を目的に、山形県の利子補給事業であります「令和5年の異常気象被害対策資金」が11月7日に発動されましたので、本制度の周知を図るとともに、希望があった方には県と連携して迅速に支援を行うこととしております。

次に、(2)収入保険の加入状況と加入促進策についてですが、御質問にありましたとおり、農業保険の一つであります収入保険につきましては、全ての農作物が対象となり、自然災害による収量減少や価格低下のほか、けがや病気で収穫ができず、収入が減少した場合など、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を広く補償する保険制度です。

保険期間の収入が過去5年間の平均収入などから算定される基準収入の9割を下回った場合には、下回った額の9割を上限として補填される制度であり、国において農業者が負担する保険料と積立金の一部を負担しております。

次いで、本市における収入保険の加入状況についてですが、山形県収入保険加入推進協議会の今年10月31日現在の集計によりますと、青色申告を行っている個人・法人の対象農業者336件のうち124件が加入されており、加入率は36.9%となっております。

農業者の皆様の中にはメリットを感じられないとお考えの方もいらっしゃると思いますが、異常気象による農作物被害が多発している中で、自然災害などの収入減少には有効なセーフティネットがありますので、制度の周知を含めた加入促進が大切であると考えております。

また、加入促進策といたしましては、置賜3市5町、関係団体及び農業関係協議会で構成いたします山形県農業セーフティネット加入促進協議会置賜地域連絡会議や山形県収入保険加入推進協議会置賜支部協議会の中で加入促進に関する意見交換や取組などを行っておりますので、関係機関と連携して周知を図るとともに、様々な説明会や会議など機会を通じてのPR、他自治体とも情報を共有しながら引き続きより多くの皆様が入会していただけるよう御案内していきたいと考えております。

次に、2の地域計画の策定についてどのように進めていくのかについてお答えいたします。

今年4月1日に施行されました農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律に基づきまして、人・農地プランが地域計画として法定化され、地域での話し合いによって目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した計画を令和7年3月末日までに策定することとなりました。

具体的には、地域計画には、これまでの人・農地プランをベースにし、おおむね10年後を見据えて、地域の農地を誰が利用し、農地をどのようにまとめていくのかを農業者ごとに色分けを行い、将来の農地利用の状況を一目で分かるように作成した図面を添付することになります。この図面は目標地図と呼ばれるもので、地域の話し合いと農

地の出し手、受け手の意向を踏まえて、農業委員会が中心となり作成していただくものです。

次に、地域での話し合いを進めるに当たっては、まず現在の農地の利用状況等を把握するために、農業者の皆様に対して意向調査を行うこととしております。この調査は、現在の農地の利用状況と10年後までにどのように管理する予定なのかを具体的にお聞きする内容となっております。その調査結果を基に現況地図を作成し、その後、地域ごとに話し合いを行っていただくこととなります。

この意向調査のスケジュールですが、12月上旬をめどに実施し、調査結果の取りまとめが済み次第、現況地図ができた地域から順に地域での話し合いを行うこととしております。地域での話し合いが円滑に進められるよう、農業委員会、農業者及び関係機関の御協力を得ながら、遅くとも来年9月までに終了できるように進め、その後、取りまとめ作業に入り、令和7年3月末日までの計画の策定と公表をしていく予定です。

私からは以上です。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

〔佐藤明彦市民環境部長登壇〕

○佐藤明彦市民環境部長 私からは、3の自転車の交通マナーの向上についてお答えいたします。

去る11月7日の早朝に花沢町地内において歩道を走行中の自転車が歩行者と接触し、歩行者が亡くなるという痛ましい交通事故が発生しました。本市においては今年5月19日以来2例目となる交通死亡事故となりました。

自転車に関する交通事故件数ですが、市内では令和3年に25件、令和4年に23件、令和5年11月22日現在で39件発生しており、今年に関しましては大幅に増加している現状でございます。今回のような自転車対歩行者の事故は令和5年の39件中3件発生しており、自転車対自転車が1件となっております。

なお、その他の35件は自転車対自動車となっております。自動車に関わる交通事故が多く、自転車で

あっても自動車の運転と同様に注意が必要と感じているところがございます。

このたびの事故を受け、米沢警察署及び交通安全関係団体により現場確認を行い、自転車のマナー向上や交通ルールの遵守を呼びかける啓発活動を行う重要性を改めて認識しているところがあります。

これまでの啓発活動では、交通安全関係団体と協力しながら、毎年春、夏、秋の交通安全県民運動の期間に合わせて、自転車利用が多い市営駅前自転車駐車場や市営駅東自転車駐車場、JR南米沢駅などでのぼりを掲出し、自転車の交通ルール遵守やマナー向上の呼びかけを行ってまいりました。

また、本年4月1日から改正道路交通法が施行され、自転車利用時のヘルメット着用が努力義務化されたことに伴い、米沢市のマスコットキャラクター「かねたん」を活用したヘルメット着用啓発のぼりを作製し、自転車軽自動車商協同組合の協力を得ながら自転車販売店への掲出や、市内各高等学校、市営駅前及び市営駅東の各自自転車駐車場、市役所へ掲出し、周知を図っております。

さらに、自転車の利用が多い高校生に対しましては、直接学校に出向き、ヘルメット着用や交通ルールの遵守を呼びかける活動や、新たに作成した啓発うちわを配布するなど各種啓発活動を行ってまいりました。

あわせて、米沢警察署では県立米沢興譲館高等学校を自転車ヘルメット着用推進モデル校に指定し、着用率向上の取組を行っております。

少しずつではありますが、ヘルメット着用者が増えたようにも見受けられますが、着用率はまだまだ低迷しているのが現状ですので、引き続き啓発活動を行いながら着用率向上を目指していきたいと思っております。

私からは以上です。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、4、住み続けられる地域づくりのために何が必要かについてお答えいたします。

初めに、(1)コミュニティ推進課が設置された理由と役割は何かについて申し上げます。

本市ではこれまで地域住民の社会教育や生涯学習などの活動拠点として各地区にコミュニティセンターを整備、運営してきました。

しかし、近年の少子高齢化を伴う人口減少や核家族化、生活スタイルの変化などによって、地域づくりの土台である地域住民同士のつながりが希薄化しております。これは地域の共助力の低下に結びつくものであり、町内会など住民自治組織やお祭りなど地域文化活動などの担い手不足のほか、高齢者や子供の見守り機能の低下などが懸念されるところであります。

また、大雨などによる災害が頻発する中で、地域での避難所機能の拡充とともに、自主防災組織などにより地域住民が協力して自分たちの地域を自分たちで守ることが重要な課題となっております。

このような状況を踏まえ、地域の様々な課題に対処していくためには市と地域の連携をさらに強化していく必要があることから、地域活動の拠点となるコミュニティセンターの運営管理をはじめ行政と地域の橋渡し役である地区委員に係る事務などの事務事業を所管するコミュニティ推進課を令和4年度に新設いたしました。

コミュニティ推進課は、関連する部署やコミュニティセンター、地区委員などと連携しながら住民主体の持続可能な地域づくりを支援する役割とともに、町内会などの困り事をどこに相談していいかわからない場合に最初の相談窓口となる役割も担っております。

次に、(2)住み続けられる地域づくりをどのように進めていくのかについてお答えします。

地域内の人口が減少し、現在地域で活躍されている方たちも高齢化していく中で、これまで地区

や町内会などで行ってきた共同作業や地域行事を今までどおりに行うことは難しくなることが予想されますが、そうした活動の継続を行政が全てカバーできるものではありません。地域の課題を洗い出し、その課題にどう対処していくか、このことを地域住民自身が自分事として捉えて話し合い、合意し、協力して取り組んでいくことが住民主体の地域づくりに欠かせないものであると考えております。

そうした地域づくりに向けた支援の第一歩として、本年9月に「ここで暮らし続けるための地域コミュニティづくり」という演題で講演会を開催し、地域活動に関わる方を中心として約80名の方に聴講していただきました。

次の取組として、市内17地区の中から2つの地区をモデル地区としてワークショップを開催し、その地区の地域カルテを題材にしながら地域づくりの話合いを進めていく予定であります。

この地域カルテは、9月の講演会の講師から紹介されたもので、国勢調査などの統計データを使い、町単単位で現在と将来の人口、世帯数の見通しをグラフ化し、見える化するものであります。身近な範囲の将来推計を行うことにより、自分事として捉えながら地域づくりを話し合っていたきたいと考えております。

次年度以降もこのような取組を他の地区に広げていき、住民主体の地域づくりに向け、話合いの場と機会づくりの支援をまいります。

私からは以上であります。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 御答弁ありがとうございます。

それでは、順に再質問したいと思います。

先ほど演壇で産業部長からありましたが、今回の農作物の被害状況というのは地域や個人によって差であったりばらつきが多かったと思っております。同じ米でも、ほとんど二等米だった農家もいれば、例年どおりの品質だったけれども取

れなかったという方もいらっしゃいます。また、リンゴにおいては、先ほどこれもあったのですが、本来であれば今頃だと大体ふじの収穫も終わり頃になっているのが今年は着色不良があってまだ収穫が終わらない。そういったところで、農家によってばらつきがあるという状況であります。

そういった個々の状況の把握、その要因についての分析というのはこれからされるということによろしいでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 米のお話がありましたけれども、JAからの聞き取りでは品種間で等級低下に差がありまして、主力品種のはえぬきで品質低下が多く見られ、雪若丸では例年並みの一等米比率となっているなど、米の高温耐性から来ているものだと思っております。

また、リンゴのお話もありましたけれども、これにつきまして、ナス、エダマメ、ラ・フランス、リンゴなど14品目について、各品目ごとに延べ38人の農業者の皆様既に聞き取り調査を行っております。その結果、同じ品目であっても、農業者の方、地域によって相当違いが出ているということ把握しておりますので、これは局地的な天候の地域差であったり、あるいは栽培方法については個人差があるものと、そのような形で分析をしているところであります。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 詳しく情報収集していただいて、今年の夏だけが異常ということではなくて、また来年以降もこういった高温が続くかもしれないので、しっかりそういったことに対しては備えていただきたいと思っております。

ただ、一方で、水害であったり、おとしの米価の下落のように市内の大多数の農家が被害を受けて収入が低下したという事態であれば行政でも支援していきましようという話になるかと思いますが、今回のような個人であったり地域でばらつきがあるとなかなかそうはならないのか

と思います。

そういった場合に必要なのが収入保険ということになってくるとと思いますが、収入保険の加入率というものがなかなか伸びてこない。特に果樹農家の加入率が非常に低いという現実がありますが、収入保険の加入率が伸びない要因というものを担当課としてはどのように分析しておられるでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 前段でお答えさせていただきましたが、なかなかメリットを感じていただけない、そういう状況かと思っております。

しかしながら、ここ近年、天候による被害が相当大きくなっておりますので、そういったところを地道に丁寧に説明することによって収入保険の必要性について十分御理解をいただきたいと考えているところです。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 農家としてはできるだけ手取りを増やしたいということで、そういった保険の部分を抑えたいという心理的なものは理解できるのですが、こういった事態に備えるならば収入保険が一番だと思っておりますので、産業部長がおっしゃったように、収入保険の必要性というものをしっかり農家に、もちろん金銭的な補助も必要かもしれませんが、農家に理解していただくことが一番大切だと思っておりますので、そこのところはしっかりお願いしたいと思っております。

続いて、地域計画の策定についてお伺いしたいと思います。

先日行われました農業委員会と農業者との意見交換会に私も参加したのですが、そこで地域計画の話が出ました。ただ、農家にとっては、何といいましょうか、なぜ地域計画をつくらなければならないのか、なぜ必要なのかという必要性であったり意義がまだ十分に伝わっていないと感じたのですが、そのあたり農政課としてはどのように捉えているのかお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 地域計画につきましては、地域の皆様が御努力されて守り続けてきた農地を次の世代にしっかりと着実に引き継いでいただくための大切な計画だと思っております。

このため、その周知についてはしっかりとしていかなければならないと考えておまして、今後の対応になりますけれども、農業委員会で発行しております広報誌「農委よねざわ」の12月号に地域計画に関する内容を掲載する予定であります。

さらに、冒頭に説明させていただきましたが、これから意向調査を行いますけれども、その意向調査にも地域計画の必要性を明記し、幅広く関係者の皆様に御参加いただけるように呼びかけをしていきたいと考えているところです。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 次に、農業委員会の会長にお伺いしたいのですが、今回、地域計画を策定する上で農業委員会が果たす役割というのは非常に大きいだろーと思っておりますが、具体的に農業委員会が果たす役割はどういったものがあるか。

それと、今と同じ質問になりますが、今回の地域計画を策定する上で、地域計画の必要性、意義というものをしっかり農家に伝えていく必要があると思っておりますが、そのあたりどのように会長はお考えかお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 小関農業委員会会長。

○小関善隆農業委員会会長 それでは、私からは、地域計画における農業委員会の役割についてお答えいたします。

農業委員会では、市の求めに応じて、10年後に目指すべき農地の効率的、総合的な利用の姿を明確にした目標地区の素案の策定が新たな役割となったところであります。

市は、地域計画を検討するために協議の場を設定し、幅広く関係者に参加を呼びかけることになっております。各地域の協議の場で、地域の農業者、担い手、市、農業協同組合、そして農業委員

会が一体となって徹底した話し合いを行うことにより、地域と調和を図りながら農地の集約化に向けた取組を一歩ずつ着実に進めてまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) よろしくお願ひします。

今回の地域計画の策定の中で、全ての農地で将来の担い手が埋まってくればいいのですが、恐らくそうはならないので、10年後というところで空白地が出てくるのではないかと想像するところです。そうした土地を見える化するということも今回の地域計画を策定する目的の一つだと思いますが、重要なのはその空白地をいかになくしていくかということを現段階から考えていくということだと思います。

例えば、地域、集落にすれば、二、三年、先輩農家に就いて研修を受ければ、その後、農機具であったり農地を受け継いでその場所で独立して農業をしていけるということであったり、あるいは集落で若手農家に農地を集約する場合、農地を耕作することはできないけれども、その周りの畔の草刈りぐらいは集落でやっていきたいと思います。そういったような、担い手を育て、さらに地域で支えていく施策も同時進行でしていかなければ、この地域計画、目標地図というものが絵に描いた餅になってしまうのではないかと思うわけですが、そのあたり農政課としてどのように考えていらっしゃるのかお伺ひしたいと思います。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 今お話がありましたように、空白地域というものが出てくることについてはある程度想定されるところでありますけれども、計画策定後であっても継続して話し合いながら随時調整して更新に努めていきたいと思ひます。

そういう中で、一方では多面的機能支払交付金であったり中山間地域等直接支払交付金などの活動組織もいろいろあるかと思ひますので、受け

手がない地域ではそういう対応も様々考えながら対応していけないか、そういうことも並行して進めていく必要があると思ひています。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 行政の支援ももちろん必要ですけれども、一番大切なのは、自分たちの農地は自分たちで守っていくという意識を農家の皆さんに持っていて、そのために自分たちは何ができるのかということを考える、それがこの地域計画の中で非常に大事なことだと思いますので、ぜひお願ひしたいと思ひます。

これは繰り返しになるかもしれませんが、答弁をお願ひします。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 今お話ありましたように、本市におきましても、後継者、担い手の確保というのは非常に大きな課題だと思ひております。そういう状況もありますけれども、一方で大規模な個人農家であったり担い手組織への負担というのが大きくなっているのも事実であります。

このため、担い手を育成する組織であったり農業に関心のある人材を就農へつなげられるような取組について、どういった取組が効果的であるのか、他地域の状況も踏まえながら、もちろん農業者の皆様のお意見もお聞きしながら継続してしっかりと検討していかなければならないと思ひております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) ぜひよろしくお願ひいたします。

続いて、自転車の交通安全マナーについてお伺ひしたいと思います。

ヘルメットの着用については今年4月から努力義務となりましたが、現状で町なかを見ても自転車も運転している方でヘルメットをしていない方が正直あまり見ないというのが実情だと思ひます。

山形県警のデータを見ますと、事故に遭った人

のうちヘルメットを着用していた高校生以下は僅か1.2%、大学生では2.3%と、特に若い人は髪型を気にしてというところがあるかもしれませんが、私は中学校から坊主頭でしたので、あまりそういった気持ちは理解できませんが、年頃なので気になるのか、非常に低い数字になっています。

小中学校ではヘルメット着用について指導されていると思いますが、若年層、特に高校生に対してヘルメットを着用するように、警察署や高校とも連携して、さらに指導、周知、先ほど壇上からもありましたが、より強化していく必要があると思います、いかがお考えでしょうか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 先ほども壇上から答弁させていただきましたけれども、自転車を多く利用する学生への啓発というのは非常に重要かと思えますので、それぞれの学校関係者と連携しながら引き続き啓発に努めてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 周知、啓蒙もしっかり行っていただきたいと思いますが、ヘルメットを購入するとなるとピンからキリまであって価格も様々です。安全性が高いものであったりデザイン性が高いものは高価になってきますので、ヘルメットを購入する補助も必要ではないかと思いますが、本市の考えをお伺いいたします。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 同じく先ほど壇上から本市のヘルメットの着用率は低迷している現状だということをお話しさせていただきました、議員がおっしゃるのと同じ認識であります。

山形県に広げてみますと、警察庁の本年9月の報道資料によりますと山形県内でのヘルメット着用率は8.9%ということで、全国26位という順位になっております。全国平均は13.5%となっておりますので、全国平均を下回っている、県で見てもそういった状況でございます。

そういった中で、全国的にヘルメット購入に対して補助するという取組をされている自治体も確認させていただいておりますが、本市におきましてはまずは啓発活動に注力させていただきまして、着用率の推移ですとか他の自治体の動向なども注視しながら研究してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) ぜひこれはお願いしたいと思えます。

また、山形県では、損害賠償責任を負った場合の経済的負担の軽減、被害者の保護のために、令和2年7月から自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されております。

自転車は誰にでも運転できるものであり、小学生も運転できますが、小学生でも重大事故を引き起こす可能性があります。実際にお子さんが起こした自転車での交通事故によって保護者が多額の賠償金を請求されるといった事例も起きております。

保険加入が義務化されたことで、恐らくほとんどの人は加入されているのではないかと想像するわけですが、もしかするとふだん自転車に乗らない方は保険の加入が義務化されたということを知らない人もいるかもしれません。

保険の加入状況、どのぐらい加入しているかということをお伺いしたいと思えます。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 自転車を利用される方のいざというときに備えて、保険の加入というのは極めて重要と認識しております。

令和2年度の県のアンケート調査で加入状況を確認しております、自転車利用者の45.1%の方が加入しているという状況でございます。そのうち毎日利用している方については67.4%と高めになっております。また、自転車販売店におきましては、新規に自転車を購入される場合について

は100%保険加入の状態であることを伺っているところでございます。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 自転車保険に関しては、専用の保険に加入する方のほかに、生命保険であったり自動車保険のオプションとして入っている方もいらっしゃいます。また、お子さんであれば親の名義で保険に入っていたりして、なかなか加入率というところを把握するのは難しいかもしれませんが、しっかりと市民の加入率を把握していただきながら、またその周知徹底をお願いしたいと思います。

先日の事故、米沢市で起きた自転車の事故ですが、こちらの場合は走行可能な歩道を走行していましたが、歩道を走行することが可能でも自転車は徐行しなければいけない義務があるそうです。それにもかかわらず、かなりのスピードが出ていて、それが交通事故につながったということです。米沢警察署の担当課にも話を聞きましたが、今回の事故は特殊な例ではあるものの、今後ますますこうした自転車に関連する事故は増えていくだろうし、また自転車もスピードが出るようになっていきますので、事故も重大化、深刻化していくのではないかとのお話でした。

山形県では自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を制定していますが、米沢市は学園都市でもありますので、学生が多く、そういった方に周知が行き届かない場合であったり、また冬期間、雪が降っていても自転車に乗る高齢者がいたりということで、まだまだ自転車利用に関するマナーの意識の低さというものが感じられます。

他の市町村でも保険加入であったりヘルメット着用の義務化を受けて単独で条例を制定している市町村がありますが、本市においてもそういった条例を制定することによって、より強い指導等をお願いしたいと思いますが、担当課の考えをお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 現状、本市におきましては米沢市交通安全条例を制定しておりまして、市民の皆様や事業者、市の責務として交通安全に努めるということはこの条例の中でうたっておりますので、現状におきましては条例化までは今のところ考えておらないところでございますけれども、他の自治体の動向ですとか法律の改正の中身などをよく注視しながら今後については研究してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) ぜひ米沢が自転車の交通マナーがいいという模範になるような先進地を目指していただきたいと思います。

続いて、住み続けられる地域づくりについてお伺いしたいと思います。

来年度、塩井、広幡のコミセンが建て替えられることによって、市内全ての地区のコミセンが建て替えられることになるかと思えます。建設後の古い建物についてはどのように利活用を進めていくのか、小中学校と同じような考え方でいいのかどうかお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 まず現在の建物ですけれども、築50年を過ぎておりますので、大分老朽化が進んでいますので、計画的に取り壊していきたいと考えております。

その後の土地利用でありますけれども、地元と協議をしておりますので、塩井は借地となっておりますので、賃貸借契約を結んでいる土地につきましては貸主にお返しし、過去に村役場だった共同名義の土地がございますので、その部分につきましては地元で適正に管理していくということで検討しているところでございます。

広幡につきましては、市有地でございますけれども、活断層上でございますので、農村広場の駐車場ですとか雪下ろし場などとして活用していくことを検討しているところでございます。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 解体を前提として土地活用されるということでしたけれども、ここ最近では窪田、南原は学童に利用されているということで、コミセンがあった場所というのは地域にとって中心部にありますので、そこが空白地になるということは地区の求心力の低下にもつながるのではないかと思いますので、そのあたりは新しいコミセンの設立と同時進行で跡地活用についても考えていただきたいと思います。

それから、もう1点ですが、私は大学を卒業して地元に戻って20年たちます。地元にいると消防団であったり防犯協会などの様々な役割が回ってきます。特に私たちの年代、30代、40代になってくると人が少ないために役職が集中して、1人で3つも4つも役職を持っているような状況があります。

こうした人口の少ない特に農村部ではそういったことが大きな負担になっていますので、私の地区では交通安全協会と防犯協会、それから衛生組合、これを1つの組織に統一して、各町内会から出る人数を減らす、そういった努力をしているわけですが、こういった取組というのは他の地区でもあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 各地区からもそういった少子化などに伴って活動が大変になっているというところはお聞きしておりますが、現在のところ本市においてそういった団体をまとめたという事例はございませんが、そういった事例なども研究しつつ、地域の皆さんのお声を聞きながら関係課や関係団体などとも一緒になって今後の在り方については検討してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) それは市の全体の組織ということですか。

私の今の質問の意図としては、地区ごと、六郷の中で交通安全協会であったり防犯協会を一緒

に合わせたという事例があるので、ほかの地域でもありますかという質問だったのですが、もう一度お伺いします。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 具体的なところまでは把握しておらないのですが、地区によっては見直しを行っているところもあるとお聞きしておりますが、今おっしゃられた団体が全てまとまったとか、どのぐらいの地域がというところは確認しておりませんので、今後確認してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) よろしくお祈いします。

先ほど企画調整部長の答弁の中で、地域あるいは集落ごとに地域カルテをつくっていくというお話があったかと思いますが、そういった年代別、性別であったり分布図を見える化していく地域カルテを策定するというお話でした。

実際に地域カルテを策定した後、それを地域でどのように活用していくのか、その活用方法をお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 まず地域カルテをつくる目的としましては、米沢市全体といってもなかなか自分事として捉えてもらえないところがありますので、自分の住んでいる地区が今後どうなっていくのか、より小さなところを考えていただく上で地域カルテが有効なのかなど。例えば、高齢者といっても65歳以上全体で考えるのではなくて、65歳の方が70歳、75歳、より高い年齢になっていくという状況を示すことによって、今後の地域づくりをどうしていったらいいか考えてもらうためのきっかけにしたいというものでございます。

活用につきましては、そういった地域カルテをつくることによって自分たちの地域がどう動いていくということが見えてくると思いますので、それを基に、ただいま議員が述べられたような地

域の中での組織の統合とかそういったところを
しっかりやっていきたいと考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 地域カルテを作成する
ことで集落の将来の姿が分かるということは、も
っと言えば、地域人口を維持していくために、1
年間に何組、どういった年代層の世帯を増やして
いけばその地域人口を維持していけるか分か
ると思います。市街地では難しいかもしれませんが、
人口の少ない農村部であれば、年間10人程度
減るのであれば、子育て世代を2世帯、3世帯増
やせば恐らくそれで地区は人口を維持してい
ることができるのではないかと思います。

そう考えれば意外と難しいことではなくて、少
し頑張れば、自分たちの魅力を発信したり、例え
ば東京に行っている息子夫婦に「ちょっと帰って
きてみなさいよ」と声がけしたりということで、
自分たちで人を集めることに取り組むことが自
分事として捉えられるのではないかと思います
が、そのあたりどのように考えていらっしゃるか
お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 ただいま議員お述べのと
おり、地域の中でどういった世代の人たちを呼び
込めば集落を維持していけるのかを考えるき
っかけにもなるし、それを基に呼びかけを行って
いくことも可能だと思いますので、そういった地域
カルテの作成により多くの地域で取り組んで
いただけるように努力してまいりたいと思います。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 繰り返しになりますけ
れども、自分たちの地域は自分たちで守る、その
ために何ができるかということ自分たちで考
える、それが一番これから地域に求められてい
くのではないかと思いますし、それはコミュニティ
推進課ができた大きな理由の一つだと思います。

そして、それは中川市長が思い描いた地域の姿
だと思いますので、ぜひこういった取組をサポー

トしていただきたいと思います。

最後に、この件について企画調整部長にお伺い
して終わりたいと思います。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 先ほど壇上の答弁でも申
上げましたが、持続可能な地域づくりというの
は、行政が全部サポートするというのではなくて、
地域の皆さんが自分たちで自分たちの地域を
よくしていく、維持していくということを考えて
いただくことが大事だろうと思っておりま
すので、そういったところをしっかりと地域に伝えら
れるよう、そして地域の皆さんと一緒にそこを考
えていけるように努力してまいりたいと思います。

○相田克平議長 以上で12番古山悠生議員の一般質
問を終了いたします。

.....

散 会

○相田克平議長 以上をもちまして本日の日程は終
了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時16分 散 会